

文教委員会会議記録

文教委員会委員長 佐々木 宣和

1 日時

令和5年7月5日(水)

午前10時2分開会、午後2時54分散会

(休憩：午後0時4分～午後1時1分)

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

佐々木宣和委員長、岩城元副委員長、小西和子委員、岩渕誠委員、千葉伝委員、神崎浩之委員、小野共委員、斉藤信委員、小林正信委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

増澤担当書記、谷地担当書記、久保併任書記、赤前併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 教育委員会

佐藤教育長、菊池教育局長、坂本教育次長兼学校教育室長、

西野教育企画室長兼教育企画推進監、

古川教育企画室予算財務課長、佐々木教育企画室学校施設課長、

度會学校教育室学校教育企画監、

武藤学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、

中村学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、

安齊学校教育室特命参事兼高校改革課長、

多田学校教育室首席指導主事兼産業・復興教育課長、

最上学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、

千田学校教育室首席指導主事兼生徒指導課長、

大森教職員課総括課長、

熊谷教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、

駒込教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、

菊池保健体育課首席指導主事兼総括課長、

小澤生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、

佐藤生涯学習文化財課首席指導主事兼社会教育主事補兼文化財課長

7 一般傍聴者

7人

8 会議に付した事件

(1) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第11号 岩手県立不来方高等学校校舎大規模改造（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

イ 議案第12号 岩手県立不来方高等学校校舎大規模改造（電気設備）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

ウ 議案第13号 岩手県立不来方高等学校校舎大規模改造（機械設備）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

エ 議案第14号 岩手県立学校共同実習船建造の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

オ 議案第17号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(請願陳情)

受理番号第103号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを求める請願

9 議事の内容

○佐々木宣和委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第11号岩手県立不来方高等学校校舎大規模改造（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてから議案第13号岩手県立不来方高等学校校舎大規模改造（機械設備）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてまで、以上3件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木学校施設課長 岩手県立不来方高等学校校舎大規模改造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございますが、議案第11号の建築工事、議案第12号の電気設備工事、議案第13号の機械設備工事について、まとめて御説明申し上げます。

まず、議案第11号の建築工事について御説明申し上げます。議案（その2）の14ページ、15ページをごらん願います。あわせて、お手元に配付しております資料の1ページをごらん願います。工事名につきましては、岩手県立不来方高等学校校舎大規模改造（建築）工事。工事場所は、紫波郡矢巾町大字南矢幅第9地割地内。契約金額は19億9,320万円で、請負率は93.74%です。請負者は、株式会社高光建設・菱和建设株式会社特定共同企業体であります。

資料 2 ページをごらん願います。6 の工事概要についてでございますが、全ての建物につきまして屋根の防水、外壁、建具、内装等を改修しようとするものでありまして、改修に当たりましては、授業等に支障がないよう仮設校舎を整備しようとするものでございます。

工期は 990 日間で、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間で行うものであります。

資料中ほどに位置図を記載しておりますけれども、改修工事に当たりまして、校舎の東側に仮設校舎を整備する予定です。その後 1 期工事といたしまして、図にあります③の特別教室棟、⑤の第 2 体育館を改修いたしますが、特別教室棟の教室機能を仮設校舎に設けまして、工事期間中は仮設校舎で授業等を行い、工事が完了次第、特別教室棟の使用を再開することとしております。

その後 2 期工事といたしまして、図にあります④の普通教室棟、⑤の第 1 体育館を改修いたしますが、特別教室の機能を設けました仮設校舎を内部改修いたしまして、今度は普通教室の機能を設けます。工事の完了次第、普通教室棟の使用を再開することとしております。

最後の 3 期工事は、①の管理棟、②の芸術教室棟を改修いたしますが、先ほど説明いたしました普通教室棟の改修と同様の方法で改修工事を実施いたします。

3 期に分けて改修工事を実施するため、工期は令和 7 年度までの 3 年間で予定しているものでございます。

なお、3 ページに入札結果説明書、4 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、議案第 12 号の電気設備工事について御説明申し上げます。議案（その 2）の 15 ページをごらん願います。あわせて、お手元に配付しております資料 5 ページをごらん願います。

工事名は、岩手県不來方高等学校校舎大規模改造（電気設備）工事。契約金額は 5 億 4,329 万円、請負率は 93.73%。請負者は、岩館電気株式会社・日興電気株式会社・新高電気株式会社特定共同企業体であります。

資料の 6 ページをごらん願います。6 の工事概要についてでございますが、照明の LED 化、受変電設備、火災報知機設備、放送設備等を改修しようとするものであります。

工期につきましては、建築工事と同様に 990 日間となります。

なお、7 ページに入札結果説明書、8 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、議案第 13 号の機械設備工事について御説明申し上げます。議案（その 2）の 16 ページをごらん願います。あわせて、お手元に配付しております資料 9 ページをごらん願います。

工事名は、岩手県立不來方高等学校校舎大規模改造（機械設備）工事。契約金額 5 億 7,299 万円で、請負率は 93.77%。請負者は、オヤマダエンジニアリング株式会社・富士水工業株

株式会社・株式会社トライス特定共同企業体であります。

資料 10 ページをごらん願います。6 の工事概要についてですが、FF 暖房機、エアコンの設置、受水槽、消火栓の管、給排水の管、トイレ等を改修しようとするものでございます。

工期につきましては、建築工事と同様に 990 日間でございます。

なお、11 ページに入札結果説明書、12 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○佐々木宣和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小西和子委員 大規模な工事ですけれども、この工事による生徒、教職員、地域住民にかかわる影響をどのように捉えて、どのように対処しようとしているのか、その 1 点だけお聞きします。

○佐々木学校施設課長 工事に当たりましては、先ほど申し上げましたとおり、仮設校舎を整備いたしますので、生徒がいながらの改修になります。なるべく生徒の授業等に支障がないように今回工事を進めようとしておりますし、地域住民に対しましても、安全管理等を徹底して工事を進めてまいりたいと考えております。

○小西和子委員 よろしく申し上げます。特に仮設校舎等となると、夏の暑さ、冬の寒さが厳しいので、その辺りの環境も整えていただければと思います。要望をお伝えして終わります。

○斉藤信委員 総額で 30 億円を超える規模の大規模改造なのです。10 年ぐらい前だったら新校舎ができるのではないかと思うぐらいの規模です。3 年かけて仮設校舎を造って、3 期に分けて、その都度仮設校舎に移動しながら工事をするということですが、これは生徒にとっても、教職員にとっても生活環境、学習環境がかなり低下するようなものになっているのではないかと。これを思い切って改築した場合、どのぐらいかかるという積算はあったのでしょうか。

○佐々木学校施設課長 直近で校舎を新築いたしました県立釜石祥雲支援学校がございまして、1 平米当たりの改築単価は、約 51 万 8,000 円となっております。県立不来方高校の面積は 1 万 4,200 平米程度あるのですが、単純に 50 万円を掛けたとしますと 70 億円以上の金額がかかることとなります。

○斉藤信委員 大規模改造の倍近くかかるというのは、今の物価高騰、資材、人件費高騰なのでしょう。それで、総額三十数億円だと思いますけれども、これだけの大規模改造をやって、気密性、断熱性などの、校舎の性能はどれだけ改善されるのか。単なる老朽化対策ということなのか、その辺を示してください。

○佐々木学校施設課長 今の校舎も鉄筋コンクリート造となっております。窓につきましても、一部を除きまして二重窓になっており、標準的な断熱性能を持った建物でございます。今回は老朽化が著しいので、内外装の改修を計画しております。

○**斉藤信委員** もっと正確に答弁していただきたい。例えばU A値など、気密性能、断熱性能はどう改善されますか。例えば今の住宅であればトリプルガラスです。せっかくこれだけかけるのなら、本当に今のレベルにふさわしいものにするべきです。統合して新しい学校をつくるのだから、本来なら新しい学校にふさわしい改築が必要だったと思います。大規模改造だというのなら、どういうレベルのものに改善されるのかを示してくれますか。

○**佐々木学校施設課長** 今回改修するのに30億円の予算がかかるわけですが、斉藤信委員御指摘のとおり、例えば窓を三重にしますと、さらに経費がかかってしまうことになります。今回は限られた予算の中で生徒の環境を改善するというので改修しようとしているものでございます。

○**斉藤信委員** 私は、U A値などの断熱性能がどのレベルなのかと聞いているのです。今の老朽校舎からどのぐらい改善されるのでしょうか。そういう数値は出ない、現状の古い校舎程度の改修ということになるのですか。

○**佐々木学校施設課長** 今回は、壁をさらに断熱にするというような工事は行いません。例えば暖房についてなのですが、今はボイラーによる温水暖房ですが、老朽化してあまり暖かくない状況でございます。今回は、令和3年度に整備したエアコンはそのまま活用することとしまして、残りの特別教室の一部もエアコンにし、大体全室の7割程度をエアコンによる暖房にすることを計画しており、残りの30%はFF暖房とする予定でございます。それからトイレに関しましても、今は和式トイレが81%、洋式トイレが19%という状況でございますので、今回の改修によりまして、和式が6%、洋式トイレが94%となることを予定しております。そういった環境改善が主な改修になります。

○**斉藤信委員** 建物の性能がどうよくなるかという答弁は、残念ながらありませんでした。普通、住宅をリフォームするといったら、今のレベルに建てかえます。恐らくこれだけの大規模改造をやれば、あと20年ぐらい使うことになるのではないのでしょうか。三十数億円かけたけれども、あまり生活環境、学習環境がよくならなかったのでは、本当に残念ではない。

蛍光灯だけはLEDにかえるという話を私は聞いていますので、これはかなり電気代の節約になるのだと思います。校舎内の照明は、全てLEDにかえるわけですね。どのぐらい電気代が節約になりますか。

○**佐々木学校施設課長** 今回のLED化に関しての電気料の削減額は、なかなか出るのが難しいのですが、LEDに改修することによりまして、教室であれば蛍光灯40ワット相当になりますが、電気使用量が約3分の1程度になります。それから、体育館の水銀灯は400ワット程度でございますが、4分の1程度に削減できる見込みとなっております。

○**斉藤信委員** 問題は暖房なのですが、エアコンで暖房も賄う比率が高まるということで、私が事前に説明を聞いたら、結果的には暖房費は300万円ふえるということでした。普通新たに建物を造ったら、かなり軽減されるのです。それが逆に暖房費がふえるような大規模改造であるということ。

実は今岩手県は県有施設に太陽光発電等再生可能エネルギーの発電設備を設置するので、昨年 40 カ所を調査した。県立高校の調査が一番多いのだけれども、残念ながら県立不来方高校は入っていないのです。大規模改造をするのだったら、それとセットで太陽光発電設備も設置するのが当然なのではないでしょうか。

東日本大震災津波で県立高田高校は新校舎をつくったわけですが、県立高田高校には太陽光発電設備が設置されたのです。最近では県立久慈高校も改築されましたが、ここにも太陽光発電設備は設置されました。何で県立不来方高校は、これだけ大規模な改造をするのに太陽光発電設備を設置することにならなかったのですか。

○**佐々木学校施設課長** 太陽光発電設備の設置についてでございますけれども、斉藤信委員御指摘のとおり、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて、避難所に指定されている沿岸部を中心とした県立高校 12 校に太陽光発電設備を設置いたしました。当時の平均整備費は 1 校当たり 3,700 万円程度かかっておりまして、昨今の建築資材や人件費の高騰を勘案すれば、恐らく 4,000 万円以上の経費がかかることが想定されます。また、屋根の上に設置する場合には、新たに建物の構造検討が必要となりまして、場合によっては構造計算も必要になりまして、さらに費用と時間を要することとなるため見送ったものでございます。

今後改築等を予定している建物、二戸地区の特別支援学校等がございますけれども、そういった新たに建てる建物につきましては、太陽光発電システムの設置について検討してまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** 三十数億円をかける大規模改造なのに、今の時代に合った、生徒にとっても、教職員にとっても、生活環境、学習環境がよくなるというものが残念ながら見えてこない。統合して新しい学校をつくるのだったら、やはり今の時代にふさわしい、新しい学校をつくるにふさわしい、そういう大規模改造であるべきだったのではないかと私は思います。佐藤教育長、なぜこんな貧弱な大規模改造になるのですか。

○**佐藤教育長** 斉藤信委員から御指摘を頂戴したところではございますが、県立不来方高校の校舎は建築から 35 年経過しており、やはり改修工事はしなければならない状況の中で、また一方で再編も決まってきたところです。県立盛岡南高校と一緒にここを使うという計画が浮き上がった中で、さまざま御指摘はいただきましたが、一方で限られた予算を工夫し、やはり活用できるものはしっかり活用しながら、さらに今後多くの学校の建設があるということも勘案の上、我々としましては、現在最善の計画であるということで御提案したという状況でございます。

○**斉藤信委員** 限られた財源の中で最善の計画ということですが、これは条件つきですよ。そして、県立不来方高校と県立盛岡南高校の統合は、大規模な統合なのです。この進め方は問題だと、私はいろいろ指摘をしました。しかし、これは決まりました。恐らく今までにないと言ってもいいぐらいの大規模な統合です。この統合計画の議論については、全教員が参加して、実はもう授業の準備など、生徒にかける時間が少なくなっているとい

う切実な声も私のところに届いております。しかし、どういふ新しい学校をつくるのかは、いまだに見えないというのが現場の声です。建物も本当に老朽化に対応する程度で、今このような発想でいったら、統合で新しい高校などということにならない。もう数合わせの、生徒が減少するための統合にしかならない。今の新しい高校をつくるという点での統合の検討は、どのようになっているのでしょうか。

○安齊特命参事兼高校改革課長 盛岡地区の統合の検討でございますが、両校の関係者または地域の代表者から構成される統合検討委員会を昨年6月2日に設置いたしまして、ことしの6月1日まで計5回開催しております。新設校の根幹となる校名や学科の構成、スクールポリシー、部活動のあり方、校歌の作成の仕方等について、両校関係者による協議が行われたところでございます。

現在統合検討委員会での協議を終え、両校の教職員による準備委員会を立ち上げておりまして、そこで細部の検討に移っております。その中で具体的教育内容等、統合に係る諸課題、校務の運営等について検討している状況でございます。

○斉藤信委員 きょうの議案は建物なのですが、やはり新しい高校をつくるに当たり、県立不來方高校と県立盛岡南高校の共通点は、地理的に近いだけなのです。校風も違う、恐らく学力にも一定の違いがあるのだと思います。そういう校風も違い、地域の生徒にとっては人気のある、それぞれ魅力のある高校でした。それを無理やり統合するのですから、本当に統合するだけの魅力や生徒の期待に応えるようなものにするという点で、やはり知恵を出さなくてはならない。統合が決まったからあとは現場に全て押しやるようなやり方でいいのかということは、きょうは直接の議題ではないので指摘にとどめます。

もう一つ、矢巾町と協力して新しい体育館をつくるという話がありましたね。これはどうなったのでしょうか。

○佐々木学校施設課長 今年度設計をしている段階でございます。

○斉藤信委員 県立不來方高校には第1体育館と第2体育館がありますが、それとは別に新しい体育館をつくるということですが、これは県立でつくるのか、県と町でつくるのか、何が目的なのかを示してください。

○佐々木学校施設課長 建物につきましては、県が整備いたします。やはり統合によって体育施設が不足するという課題がございますので、体育の授業、それから部活動で使用するための体育館といたします。

それから、今矢巾町には体育施設が3施設あるのですが、これもやはりフル稼働しておりまして、なかなか町民の期待に応えられていないという課題がございます。ですから、学校で使わないときには町民の方に開放するというので今整備を進めておりまして、町からも費用については負担していただくということで協議をしているところでございます。

○斉藤信委員 そうすると、これは県立不來方高校の第3体育館という形で整備されるということでしょうか。そして、矢巾町からも財政的支援を受けて、矢巾町民も使えるということでしょうか。これは今回提案されていないと思うけれども、統合の時期が決まって

いる中、これはいつごろ出されるのですか。

○佐々木学校施設課長 今年度設計をしておりますので、来年度の議会で提案させていただき、令和8年度からの供用開始を見込んでおります。

○斉藤信委員 どのぐらいの事業費が想定されますか。

○佐々木学校施設課長 今設計に入ったばかりの段階でございますので、まだ費用については検討中でございます。

○斉藤信委員 県立不來方高校は、当初から大規模だったと思います。それぞれ学級減をして、スタートの段階で9クラスでしたか。

○安齊特命参事兼高校改革課長 統合の令和7年度については、1年生8学級、2、3年生が11学級の計30学級でございます。

○斉藤信委員 統合の新年度は8学級でスタート、一緒になるので11学級になる学年もあるということですね。

最後ですが、第3体育館もいいのだけれども、もっと新しい高校、新しい校舎という発想が必要だったのではないかと思います。今回の議案に反対はしませんけれども、本当にかなり議論をして決まった統合で、やはり統合の計画を实らせるには、統合の中身も校舎も、残念ながらあまりにも貧弱なものになったということだけは指摘しておきたい。

○佐々木宣和委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第14号岩手県立学校共同実習船建造の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木学校施設課長 議案第14号岩手県立学校共同実習船建造の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案(その2)の17ページをごらん願います。あわせて、お手元に配付しております資料をごらん願います。建造するものの名称は、岩手県立学校共同実習船。用途は、漁業共同実習用。契約金額は27億5,000万円で、請負率は98.52%。請負者は、新潟造船株式会社であります。

資料の2ページをごらん願います。6の工事概要についてでございますが、共同実習船建造一式でございます。船の概要ですが、新たな共同実習船は699トンでございます、現在のりあす丸499トンと比較し、大型化しております。これは、船舶に関する海洋汚染防止条約などの国際条約に対応するために脱硝装置——排煙から窒素化合物を除去する装置になりますが、こういった装置を装備することなどから大型化しているものでございます。最大搭載人員は67名でありまして、現在のりあす丸65名とほぼ同程度となります。

工期につきましては、631日間で令和5年度から令和6年度までの2年間で行うものでございます。

3ページに入札結果説明書、4ページに入札結果調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○佐々木宣和委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○斉藤信委員 新しい共同実習船が建造されるということで、私は賛成です。今トン数は大きくなるということでしたが、現在のりあす丸と比べて具体的にどういう点でこの実習船の性能がよくなるのか。また、実際の実習にかかわって、学習内容がどのようによくなるのかを示していただきたい。

○佐々木学校施設課長 船の性能とすれば、今の船と変わりはありません。船の大型化に伴いまして、生徒の居住空間の拡充、それから船酔い防止であるとか、船の安定性向上のための減揺装置がございますけれども、そういったものを整備する見込みでございます。

あとは、女子生徒の乗船に伴いまして、当然のことながら男子と女子を差別化して、トイレもきちんと整備いたしますし、部屋についても同様の整備をする予定としております。

○多田産業・復興教育課長 学習内容についてでございますけれども、大きく学習内容が変わるということはありませんが、これまでは操業のたびに故障していたため、本来予定していた学習ができなかった部分、かつてはそのまま引き揚げてきたという例もございました。そういった部分に関して、実習が確実にできるということを見込んでいるものでございます。

○斉藤信委員 専門教育でいけば県立宮古水産高校ということになるでしょうし、水産学科、水産コースもあると思いますが、どれだけの高校が、これまではどのぐらいの日数これを活用して、今後ほぼ同じになるのか示してください。

○多田産業・復興教育課長 令和4年度の実習実績について述べさせていただきます。

令和4年度運航実績は、マグロ航海で110日、沿岸航海が32日、潜水航海が10日、停泊実習が5日の157日でございます。

○斉藤信委員 今潜水と話あったのですが、例えば種市高校の潜水科もありますけれども、こういうところも活用しているということですか。

○多田産業・復興教育課長 潜水航海につきましては、県立宮古水産高校のほか県立高田高校、県立久慈東高校の3校合同で使っているものでございます。

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。今期定例会での請願の審査の取り扱いについて御説明いたします。6月13日の議会運営委員会でも説明がありましたが、通常委員会での請願の審査に当たっては、採択、不採択または継続審査のいずれとするかを決定しているところではありますが、本日の委員会は任期最後の委員会であり、継続審査にはできないことから、採決に当たっては、採択、不採択または結論を出さないのいずれかを諮り、決定することとなります。

なお、委員会において結論を出さないと決定した請願については、本会議では採決が行われず、閉会と同時に審議未了となりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、教育委員会関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第103号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○大森教職員課総括課長 では、受理番号第103号の請願につきまして、お手元に配付しております説明資料に沿って御説明させていただきます。

資料1ページをごらんください。まずは、請願項目の一つ目、少人数学級についてでございます。制度の概要でございますが、国では(1)のとおり、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により、令和3年度から小学校第2学年から第6学年について、5年かけて段階的に35人に引き下げることでございまして、現在第4学年まで標準法に基づき35人が標準とされているところでございます。

本県の対応状況は、(2)のとおりでございますが、加配定数を活用し、小学校第5学年から中学校第3学年までについても既に35人学級を実施し、きめ細かな指導の充実に努めているところでございます。

次に、国の動向でございます。(3)に記載のとおり、本年6月に閣議決定いたしました経済財政運営と改革の基本方針2023及び第4期となります教育振興基本計画におきまして、35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していくなどとされているところでございます。

資料の2ページ目をごらんください。このような状況を踏まえまして、県では(4)に記載のとおり、令和6年度政府予算要望といたしまして、本年6月、中学校における少人数学級の拡大と高等学校における地理的条件を抱えた地域の小規模校に係る教職員配置基準の見直しを含めた定数改善を進めるよう国に要望しているところでございます。

続きまして、二つ目の教職員定数の改善についてでございますが、(4)に記載の内容と一部重複いたしますが、国におきましては平成18年度以降、教職員定数改善計画の策定が見送られており、学習指導要領の円滑な実施や個に応じたきめ細かな指導の実現及び教員

の働き方改革の推進のためには、国による複数年先を見込んだ計画的な定数の改善は不可欠であると考えており、先ほども御説明しましたとおり、政府予算要望の中で新たな教職員定数改善計画を早期に策定し、教職員体制の一層の充実を図るよう継続して要望しているところでございます。

続きまして、三つ目の加配についてでございますが、先ほども御説明いたしましたとおり、本県では小学校第5学年から中学校第3学年につきまして加配定数を活用し、35人学級を実施しているところでございます。少人数学級やチーム・ティーチング等の少人数指導、小学校における専科指導、いじめ、不登校等に係る児童生徒支援など、複雑化、困難化する教育課題の解決に必要な不可欠でありますことから、政府予算要望の中で各種加配定数についても十分な措置を講ずるよう要望しているところでございます。

最後に、四つ目の義務教育費国庫負担割合の引き上げについてでございますが、資料2ページ目の2の(1)と(2)のところでございます。平成17年の、いわゆる三位一体改革に係る政府・与党合意におきまして、義務教育制度の根幹であります機会均等、水準確保、無償制を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持するとの方針のもと、義務教育費国庫負担法の一部改正によりまして、平成18年4月から国の負担率が2分の1から3分の1に変更されております。

その際、減額分につきましては、所得税から個人住民税への恒久措置として国から地方に税源移譲されているところでございます。

本県といたしましては、義務教育が地方の実情に応じて特色ある教育活動を展開できますよう、国の責任において、その財源がしっかりと措置されるべきと考えているものでございます。参考説明は以上でございます。

○佐々木宣和委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○小西和子委員 率直にお伺いします。現在の学校現場の働き方改革、または子供たちの状況について、県教育委員会はどうに捉えているのかお聞きしたいと思います。

○大森教職員課総括課長 学校における働き方改革につきましては、働き方改革プランを策定いたしまして、さまざま取り組んでいるところです。県立学校におきましては、ITを使った業務の削減、学校閉庁日の拡大、会議の厳選などに取り組んでいるところでございます。

その結果、100時間を超えるような時間外在校時間については削減の方向にあるので、一定の成果はあるかと思っておりますが、まだまだこれからだと思っております。

市町村立学校につきましても、昨日木村幸弘議員の一般質問でも御答弁申し上げましたけれども、全県統一の統合型校務支援システムの導入を進めるなど、県全体における学校の働き方改革を支援しているところでございます。

市町村におきましては、働き方改革プランを未策定のところが6町村ございまして、そういったところにつきましては、早急な策定を促しておりますし、あわせて取り組みの強

化や、プランの策定に向けた具体的な助言などの情報提供も行いながら、働き方の改革を推進いただくよう、県としても取り組んでいるところです。

○小西和子委員 いろいろ取り組んでいますというお話がありましたけれども、県立高校では上限 45 時間超えがどのくらいあるのですか。

○大森教職員課総括課長 目標値の実績のところでは申し上げますと、働き方改革プランで見ますと、令和 2 年度の月 45 時間以上の職員は令和 2 年度が 11%ございまして、これを 2.2%まで 8 割減ということを目標にしているところではございますが、令和 4 年、第 3・四半期までの実績で申しますと 11%が 9.7%までの削減ということで、目標達成には至っていないところでございます。

○小西和子委員 削減はしているということなのですが、昨年岩手県教職員組合で調査をした結果ですけれども、小中学校では 45 時間超えが 92.6%になっております。それから、土日、持ち帰りを含めると、小学校も中学校も平均が 100 時間を超えております。うろ覚えですけれども 101.2%だったでしょうか。このように大変危機的な状況でありまして、プランを策定していない町村が 6 あるというのですが、それをここで公表できますか。

○大森教職員課総括課長 現時点でつくっていないところは、西和賀町が令和 5 年 9 月に策定予定と伺っております。住田町も今年度中に策定予定と伺っております。山田町も今年度策定予定ということで、現在案を作成中と伺っています。普代村も今年度中に策定予定と聞いています。野田村も年内にプラン策定予定と聞いています。一戸町が情報収集段階と聞いていまして、以上 6 町村です。

○小西和子委員 ぜひプランの策定を進めて、どこの市町村でもきちんと取り組むように指導をしていただきたいと思います。

市町村によって、取り組み方もですし、教職員の業務量もとんでもなく違います。私は、ここ一、二カ月のところで現場に入って教職員の話聞いています。とんでもないです。まず御存じのように、支援を要する子供たちがふえてきておりますので、小学校であれば、もう担任外の教職員が安全確保で全部各教室に入ります。ふいっと教室を出ていってしまったりする子もいますし、学習権の保障などもあって、全部ついて指導しております。

ですから、担任外の教職員の分掌の仕事については、子供たちが帰ってからやるということで、大変疲弊しているというのが、どこの学校でもあります。そして、開口一番に言うことは、人が足りません、何とかしてくださいと訴えられます。これが学校現場の現実でありますので、岩手県は中学校の加配を工夫して、35 人以下学級を実施しているのですが、それは本来の姿ではありません。やはり加配は加配で必要なところに手当てするべきものでありますので、高校でも同じように 35 人学級を早期に実現すべきだと思います。

2023 年 5 月に文部科学大臣は中央教育審議会に教員の処遇改善や、働き方改革、学校の体制充実について諮問いたしました。教職調整額の増額にとどまるような動きもあつたりするのですけれども、これはもう根本から変えていかなければならない。教職員が一人一

人の子供にじっくり向き合うために、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の廃止、適正な時間外勤務手当の支給、教職員の業務の削減、これはもう倍ぐらい働いていますのでかなり大きいです。それから、教職員定数の改善ということが出ていますし、勤務間インターバルの導入、学校教育を支える専門家、ボランティアの充実などといった働き方改革が必要であると専門家から指摘されているわけです。

ですから、2番の働き方改革、長時間労働是正を実現するためということも、そのとおりであります。

3は当然のことです。教育の機会均等と水準の維持向上を図るために、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げなければならないと考えます。

一方、先ほどきちんと税源移譲をされているとというように言っていますが、果たして教育に使われているのかどうかということも疑問であります。本当に全国のどこに住んでいても子供たちが同じような教育を受けられるように保障するというのがそもそもの教育の目的でありますし、かなり昔であれば100%国が出していた時代もありますので、そのくらい教育は大事ですし、教育は人であると言われております。このことについて佐藤教育長からお話を伺って終わります。

○佐藤教育長 請願全体についてお話をさせていただければと思います。まず、35人学級ということで、文部科学省が順次小学校に導入しておりますが、これを進めていただいて、今後中学校も拡大してほしいと考えております。やはりこれまで以上に教員がゆとりを持って子供たちに接することができるようになってほしい。先ほど小西和子委員からお話がありましたとおり、学校現場は大変でございます。やはり長時間労働ということで、実際私たちも児童生徒となかなか向き合う時間が確保できないという声を聞いています。そういうところは、やはり改善していく必要があると考えております。

また、義務教育費国庫負担法が三位一体改革の際に決まったわけございまして、地方財政制度上は税源移譲とセットとなって、国庫負担の2分の1から3分の1に変わった部分は税源移譲されているということで、恒久的な措置になっているところです。

しかし、本県のように中山間地域、過疎地域で県土の面積も広く、条件的に不利で通学区域が広いところで、なかなか効率性だけで対応できない部分があります。そういった中で、さまざま工夫しながら教育環境を整備してきているということで、そこはまさに地方として工夫を重ねながらやっている部分だとは思いますが、我々は毎年度、国にも政府予算要望をしております。定数改善計画をつくってほしい、しっかり教員を配置してほしいということで、今年も6月に要望させていただきました。我々も同席させていただきましたが、文部科学省には達増知事から副大臣に、また、教育委員会単独要望ということで、我々は初等中等教育局長以下各課長に要望をしております。ぜひ定数改善計画と加配措置もそうですけれども、引き続きよろしくお話ししたいとお話しております。

いずれ非常に財政状況が厳しいのは、そのとおりでございます。さまざまな国の制度な

ども活用させていただきながら我々も運営していますので、子供たちにとって有利な環境整備のための制度を使いながら、よりよい教育環境を整備していきたいという思いであります。

○**小西和子委員** 子供たちに向き合える教員をふやすということは、教員の長時間労働の是正にもなりますけれども、先生ときょうも話をできたよとか、こういうことがあったけれども、先生がいろいろ話してくれてよかったというように、やはり子供たちにとって行きやすい学校になると思うのです。楽しい学校になると思うのです。そのことは、つまり不登校やいじめの防止にもつながると思うのです。近年不登校がすごくふえているのは、この教職員の多忙化から来ていると私は思っています。一人一人の子供としっかりと向き合える余裕のある、そういう楽しい学校につくり変えるためにも、この請願は非常に重要だと思えます。

○**神崎浩之委員** さまざまな教育現場の環境が厳しくなっているのは、重々理解しております。一方、国もお金がないということで、これをどうやりくりしていくかということは、国も県も市町村もそういった工夫をしていかなければならない。

この請願項目の（４）の負担の引き上げという項目があるのですが、ここできちんと整理しなければならないと思っております。言うまでもないのですが、小泉政権下の三位一体改革の中で、国庫負担が2分の1から3分の1になりました。その議論の中で、地方六団体から地方の裁量を入れるのだということで、ただ単に負担を下げるということではない中で、地方の地域の裁量を拡大するというような決着になったと覚えております。

そこで重要なのは、先ほど御質問があったのですけれども、さまざまな税源移譲は行うということであって、県のほうからすれば、今までどおり、前のおり税源移譲を含めてきちんと手当てされているのかをまず聞きたいと思っております。さまざまな税源移譲をしながら、今までどおりの国の負担と遜色のない額が来ているのかということ。それがきちんと教育に回っているのか。これが回っていないとすれば、これは当局の問題だと思うので、その辺をまず伺いたいと思えます。

2点目は、そのときの議論にも地方に自由な裁量をとということがありました。全国一律ではなくて、実際に地域に応じた各県の判断で少人数学級の充実や給与水準等、教職員の数をふやす等々の自由裁量の部分については、岩手県としては当初の目的のおりなされているのか。その二つについてお伺いしたいと思います。

○**大森教職員課総括課長** 義務教育費国庫負担金に係る費用負担について、先ほども御説明しましたとおり、平成18年度から国の負担割合が2分の1から3分の1に変更になりましたけれども、減額分については税源移譲されているということでございまして、そういった標準法に基づき算定した教職員給与費につきましては、全額予算措置されていると認識しております。

二つ目、どのような定数配置かということでございます。先ほど御説明しましたとおり、定数改善計画を早期につくっていただくことと、例えば県立学校の各学校も地域に応じて、

広い県土でなかなか政府も現地を訪問しづらいという状況もございますので、そういった本県の地域の特性に応じた定数配置、加配などをお願いしているところでございます。

一方で、総額裁量制という話もございましたので、給与の決め方など、全体の予算の中で決められるというような自由度は高まってきているかと思えますけれども、ここで100%かと言われると、これからもっと改善いただける部分があるのではないかと認識しております。

○神崎浩之委員 我々も今の課題に対することに関してのさまざまな要望を持っているのですけれども、当初の目的、このような改革が行われたことについては、そのとおりになっていると理解しています。したがって、請願の(1)、(2)、(3)につきましては、そのとおりに思っておりますが、(4)につきましては、さまざま課題があるということは承知しておりますけれども、この辺については反対したいという意見を述べさせていただきたいと思えます。

○斉藤信委員 これはぜひ全項目採択していただきたいと思えます。一つは、35人学級なのですけれども、これはついに国も動いて、今年度は小学校4年生まで35人学級が実施されている。令和3年度から令和5年度までの3年間で、生徒減少分を除いて、35人学級に引き下げた効果でどのぐらい教員増となったのか。一方で、その分で加配が減らされたということがあれば、そのことも示していただきたい。

○熊谷小中学校人事課長 小学校の35人学級化に向けて、今年度でありますと、小学校2年生、3年生、4年生の部分でどれだけの教員がふえたかといいますと、全部で71名、定数としてふやして配置しているところであります。

加配につきましては、少人数学級分として加配されていた分が、そちらの基礎定数に移行しているという変化はありますが、いずれ総数で見ますと、児童生徒の減少分はありますけれども、大きく減じられている状況ではございません。

○斉藤信委員 少人数学級の加配分は減って、定数分に回っているということだと思いますが、71人ふえて、その少人数学級の加配分が、例えば20人ぐらい減なのか、もう少しリリズムで、推計でもいいのでわかりますか。後でにしますか。

岩手県は加配を活用して国に先駆けて35人学級を小中学校全学年で実施しています。35人学級を小中学校で実施されている効果検証をされていると思えますが、これはどうなっているのでしょうか。

○熊谷小中学校人事課長 少人数学級の成果につきましては、各学校から報告等を受けているものであります。少人数学級の成果につきましては、学級集団のまとまり、トラブルの未然防止、不登校、いじめ等問題行動の抑止など学級経営、生徒指導面での効果があると報告を受けております。

また、学力向上面でも成果が上がっているという報告を受けているところであります。

○斉藤信委員 現場の感覚でしょうから、一方でいじめや不登校がふえているので、子供を取り巻く現状はさらに深刻で、率直に言えば、効果はあるけれどもそこに追いついてい

ないという状況なのではないかと私は思います。

請願の項目の35人学級については、小学校までは令和7年度までに国も実施するとなっております。先ほどの説明でいいますと、中学校を含む学校の望ましい教育環境、指導体制を構築していくというのが国の骨太の方針、これは閣議決定でありますので、県もそういう中学校、さらには岩手県のようなところは高校もということで政府へ要望しておりますので、35人学級の早期実施と拡充ということは全体で一致できるのではないかと思います。

2番目の項目もそことかかわって、教職員定数の改善は必ず出てくる話ですから、このこともいいし、3番目の項目も、自由民主党もここまではいいということですので、いいのではないかと思います。

問題は、国庫負担の問題なのですが、小泉内閣のときにいろいろな議論があったことは私も承知しています。ただ、教育費が地方の裁量が発揮される分野なのかといえば、義務的な経費、人件費、これが圧倒的なのです。そういう点でいくと、税源移譲分は基本的には予算要望して確保しているという答弁がありましたけれども、私は教育分野というのは基本的に国が全国どこでも子供たちが平等に学べる保障としてやはり2分の1に戻るのが筋ではないかと思います。

日本の教育関係費は、GDP比で見ますと、G7ではもとより世界的な比率の中でも最も低い分類に入っておりますので、私はそういう点でも教育費の財源確保は、この請願にあるように、もっと国の責任を明確にしたほうがいいと思います。

○熊谷小中学校人事課長 先ほど御質問いただきました加配定数、基礎定数の昨年度からの変化についてお話しさせていただきます。

加配総数につきましては、昨年度から今年度にかけて40程度の減少というところがあります。

4年生が40人学級から35人学級になったわけですが、これによる増加が20というところがありますので、全体的な児童生徒の減少があるところではありますが、基礎定数としては手当てもされているという状況であることをお話しさせていただきます。

○岩淵誠委員 先ほど三位一体改革と義務教育費国庫負担金制度について議論がありましたので、私もその点に絞ってお話をさせていただきます。

いわゆる小泉竹中構造改革という中で三位一体改革、これは当時の自称改革派という人たちが全国知事会の中で頑張ってやった覚えがあるのですが、これは結果的に何だったのかというと、結局国の縛りは温存したまま地方交付税の大幅な削減だけが進んだということで、結果的に交付税ショックと呼ばれるものをもたらして、地方税財源、それからその後の経済回復もなかなか大変で、現実を見ると、税源移譲したけれども、得をしたのは大都市だけなのです。地方の小規模のところは、プラス・マイナスのマイナスの幅が大きかったから、これによって格差が拡大したというのが実態でありました。その人身御供にされたのが、この義務教育の国庫負担の割合の変更と税源移譲、こういう物差しだっ

たと私は理解しています。

実際に、この三位一体改革の地方側の一つの顔としてやった増田知事は平成16年2月の県議会定例会で、このような答弁をしています。三位一体改革について話しているのですが、引用します。地方への国の関与や縛りをそのまま温存したまま、交付税の大幅な削減ということでございまして、地方のほうに自己責任のみを押しつけた、そういう改革とは言えない内容になっていると思います。特に問題でございますのは、地方の現場の創意工夫を十二分に生かすことができる、そういう可能性の高い公共事業関係の補助負担金や奨励的補助金のほとんどが税源移譲の対象とならなかったこと、そして裁量の余地が拡大しなかったこと、ここに大きな問題があると思っているところでありまして、私からすると少し無責任な答弁だと思えますけれども、こういうことも話しております。

そこで伺いますが、佐藤教育長は改めて三位一体改革をどのように総括しているのか、お示してください。

○佐藤教育長 今岩淵誠委員から当時のお話を頂戴したわけですが、やはり三位一体改革によって義務教育費国庫負担法が改正され、国庫負担が従来2分の1だったものが3分の1になった。ただ、そこについては税源移譲の形で恒久的な措置はされているという理解でありまして、その評価と申しますか、私の考えは特に申し上げるべきものもないかと思えます。事実はこちらでありますということでの話とさせていただきたいと思えます。

○岩淵誠委員 これは一言で言うと、人身御供にされたものですから、全体の影響からすると間尺に合わないというのが実態だと私は思います。当時のリーマンショック以降の税収の落ち込み、そして財政規模の拡大の中でどう穴埋めをしていくかという、地方に押しつけるという当時の財政状況とは、やはり今の政策の優先度は少し違う。異次元の少子化対策と言っていますけれども、教育も当然少子化対策の中に入ってくるわけであって、それは教育の質という問題にもなりますけれども、どう担保するかという問題からすると、やはり地方としては三位一体改革を、税源移譲されてこれだけ来ましたからいいですという、一つの点で捉えると失敗するので、もう一度これは元に戻って、教育の中でのナショナル・ミニマムというのは何なのか。そして、今日的課題に対してどう対応すべきなのかを考えたら、今のこの制度で、税源移譲したからいいですということではなくて、元に戻るということをきちんとした上で、むしろ人口減少の中で教育の質を担保するために、岩手県のような1学級、2学級でもしっかり頑張っているところにきちんとナショナル・ミニマムを入れていくという議論を喚起をしていかないと、県の財政的な持ち出しは非常につらくなるという話であります。そこを何とか頑張ってきたのが、医療と教育を頑張ろうというのが岩手県の方針でありますから、そこが揺らぐ形になると私は懸念しています。その辺の認識を問うてみたいと思えます。佐藤教育長、お願いします。

○佐藤教育長 繰り返しになってしまいますけれども、私が申し上げられるのは、国に対しても、文部科学省の職員の方々と意見交換する際にも、本県のような中山間地を抱えた

条件不利地についてよく考えていただきたいというお話は常日ごろさせていただいているというところがございます。まさに先ほど申し上げましたとおり、子供たちが点在して住んでいる中で、やはり教育の保障をしていかなければならないので、しっかりとそこは岩手県のような状況を見ていただきたいという話はしていますし、今後もしていきたいと考えております。

○**岩渕誠委員** 最後に、これは意見の表明になりますが、いずれ国庫負担の税源移譲というのは、あめ玉を少しだけしゃぶらせたのは改革派と呼ばれた知事だけであって、現場その他からすると苦い汁を飲み続けているのが実態でありますし、そういう意味では今日の課題の部分で見ると、やはりそれがアリの一穴になって、地方や教育の部分に大きく影響しているターニングポイントだと思っていますので、過ちと言っては少し語弊があるかもしれませんが、その間違っただ段階に戻ることは必要だと思いますので、これはぜひ採択いただきたい。

○**佐々木宣和委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木宣和委員長** ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○**斉藤信委員** 項目的に自由民主党は4項目めがだめだと言っているわけだから、項目別に採決したほうがいいのではないですか。

○**佐々木宣和委員長** 本請願については、項目によって意見が異なります。御承知のとおり、本県議会先例 259 では、請願中採択できない事項があるときは当該事項を除き採択することとして一部採択を認めています。ついては、項目によって意見が異なる委員がいる場合には項目ごとに採決を行うものでありますので、御了承願います。

初めに、本請願の中で請願項目1を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**佐々木宣和委員長** 起立全員であります。よって、請願項目1は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目2を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**佐々木宣和委員長** 起立全員であります。よって、請願項目2は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目3を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**佐々木宣和委員長** 起立全員であります。よって、請願項目3は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の4を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木宣和委員長 起立多数であります。よって、請願項目4は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対して意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○佐々木宣和委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思ひます。これについて御意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 なければ、これをもって意見交換を終結します。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願ひます。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から令和6年度県立学校の編制について発言を求められております。

なお、翌年度の県立学校の編制については、御承知のとおり例年8月閉会中の委員会の継続調査事項とし、調査を行ってきたことに鑑み、十分な質疑時間を確保するため、執行部からの報告後に質疑を行い、その後委員からのこの際発言としたいと思ひます。

それでは、令和6年度県立学校の編制について発言を許します。

○安齊特命参事兼高校改革課長 それでは、令和6年度の県立学校の編制について御説明を申し上げます。

県立学校の編制につきましては、進路選択を間近に控えた中学校3年生及びその保護者に対し、翌年度の募集学科、募集定員の見込みをできるだけ早期にお知らせするため、この常任委員会において説明の上、あらかじめ公表しているものでございます。例年は8月に開催される閉会中の常任委員会において説明しているところですが、今年度は8月の常任委員会の開催がないため、時期を繰り上げまして本日、この6月定例会中の常任委員会において説明及び公表を行うものでございます。

また、例年ですが、県議会9月定例会において条例を改正し、10月中には教育委員会規則等の改正を行いまして募集要項を公表しております。今年度においても同様の手順で進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、令和5年度入試につきましては、前年度より5学級200人を減じた募集定員で実施いたしました。全日制課程における一般入試の倍率は0.82倍と、令和4年度の0.85倍から0.03ポイント減少している状況でございます。

それでは、お手元に配付しております資料に基づきまして、令和6年度県立学校の編制について御説明申し上げます。資料の1ページをお開き願います。初めに、Iの1、課程別・学科別募集学級数及び募集定員についてでございますが、全日制中、普通科について、募集学級数を1学級、募集定員を40人の減とするものでございます。定時制については、募集学級数等に変更はございません。このことにより、合計の欄をごらんいただきたいのですが、募集学級数は令和5年度から1学級減の231学級、募集定員は40人減の9,240人とするものでございます。

資料の2ページをお開き願います。2、ブロック別募集学級数増減として、今回設置学科、募集学級数に変更のある学校を個別にお示ししております。令和6年度は、表に記載のとおり、県立前沢高校1学級減、県立大槌高校の普通科を地域探究科に改編、そして県立福岡工業高校と県立一戸高校を閉校して県立北桜高校を設置しようとするものでございます。

資料の3ページをお開き願います。続いて、3の学科改編は、県立大槌高校の学科改編に係るものでございます。理由の欄をごらんください。普通教育を主とする学科の弾力化に基づきまして、地域と協働しながら主体的に課題解決に向けて取り組む人材の育成や、変化の激しい時代を生きていくために必要な資質、能力等を育成する、県立大槌高校が目指す特色ある探究的な学びに応じた学科へと改編するものでございます。

続いて、4の学校再編でございますが、こちらは高校再編計画後期計画で位置づけております県立福岡工業高校と県立一戸高校の統合でございます。改編の目的の欄をごらんください。両校を統合することにより、専門分野に関する特色ある学科等の機能を維持しながら、二戸ブロックの専門教育の拠点となる学校を整備しようとするものでございます。

そのほか5の年次進行に伴う県立高等学校の分校、課程及び学科の廃止、またIIの令和6年度県立特別支援学校の編制については、対象校がございません。

次に、補足資料として別紙をつけておりますので、要点のみ御説明申し上げます。参考資料の1は、県立前沢高校の近年の入試の状況でございます。令和4年度の志願者数が27人、令和5年度が34人と2年連続して40人以上の欠員が生じてきている状況でございます。

参考資料2は、胆江ブロック中学校卒業生数の推移でございます。前沢地区の中学校卒業生は微減しながら、しばらくの間100人程度で推移する見込みでございますが、奥州市全体で見ますと減少傾向にあるところでございます。また、資料にはございませんが、県立前沢高校の前沢地区からの入学者は、毎年十数人程度であり、前沢地区中学校卒業生の約1割程度にとどまっているところでございます。このような状況が続いており、今後についても入学者の大幅な増加は見込めない状況でございます。

参考資料3は、普通科改革についてでございます。(1)の概要をごらんください。普通教育を主とする学科の弾力化に係る制度改正によりまして、令和4年度から学際領域学科や地域社会学科など、普通教育を主とする学科の中に普通科以外の学科を設置することができることとされたものでございます。

5ページをごらんください。(2)の本県の方針についてですが、こうした国の動向を受け、本県では令和3年10月に策定したいわての高校魅力化グランドデザインにおいて、普通科改革については必要に応じて検討を行うものとして位置づけ、モデル的に取り組む高校を支援しているところでございます。県立大槌高校では、箱囲みにありますとおり、文部科学省の推進事業、新時代に対応した高等学校改革推進事業の指定を受けまして、普通科改革に係るカリキュラム開発や外部との連携協働体制の構築を進めてきたところでありまして、このような取り組みや、上の本県の方針のウのモデル校選定の考え方に合致するものでございます。

参考の4は、再編計画における二戸ブロックの学校統合の概要でございます。令和6年度に開校する県立北桜高校は、現行の学科の系列を維持して、工業科2学級、総合学科3学級の1学年5学級の学校とすることとし、独立校舎型の校舎制を導入することとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○佐々木宣和委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○小西和子委員 まず1点目は、県立前沢高校についてでございます。1学級になるということですが、そこで懸念されることがございますので、お伺いしたいと思います。

学級減に伴い、教職員定数が減らされるわけです。ここは通級指導を実施しておりますね。通級指導を実施しているために、ついでに追加が加配として機能できなくなるのではないかと懸念する声があります。県立大迫高校、県立種市高校、県立雫石高校、県立紫波総合高校、県立前沢高校は通級を実施しておりますけれども、追加が加配になっているのでしょうか。通常業務負担にのみ込まれていないのかを懸念する声がありますが、そのことについてお伺いしたいと思います。

○駒込県立学校人事課長 今挙げられた五つの学校についてですけれども、これは毎年度文部科学省に通級指導ということで追加を要望しまして、その学校分追加が来ておりますので、各校について通級指導の追加として充てております。

○小西和子委員 そのことは心配というか、懸念は払拭されたと捉えます。

次、私はずっと校舎制については、さまざまな問題があるのではないかと主張してきました。最初に校舎制ということで動いております県立宮古商工高校の現状についてしっかりと総括して、こうやって進めるべきであるということを主張してきましたので、そのことについてお伺いしたいと思います。

まず、生徒の部活動での移動や交流行事に係る経費、職員体制は十分なのでしょうか。今燃料費高騰等もありますので、果たして予定している教育予算で賄えているのだろうか

ということと、部活動以外のメリットをお伺いしたら、一体感ということがありました。新型コロナウイルス感染症が5類に移行されましたので、さまざまな行事等が行われているかと思いますが、一体感の醸成についてはいかがでしょうか。

それから、デメリットということで、一体感を育てることが難しいということや、教員の業務負担が多いということ等が挙げられておりますけれども、そのことはどのように進んでいるのでしょうか。このような改善が見られたということがあったならば、お伺いしたいと思います。

○安齊特命参事兼高校改革課長 まず、校舎間の移動の関係でございますが、通常の学校運営経費とは別に授業または合同行事、部活動の移動については、移動用のバスを借り上げ、移動しております。また、部活動移動のためのマイクロバスの運転については、会計年度任用職員を任用して移動しているところでございます。

次に、県立宮古商工高校の校舎制についての総括でございますが、部活動以外のところで、現行でも合同でさまざまな行事を開催しております。コロナ禍が明けたこともありまして、始業式、対面式または生徒総会、体育祭等で一緒に活動する場がふえてきております。そういったところで交流の機会がふえ、まさに一体感が生まれてきたと聞いているところでございます。

また、昨年度生徒全員にアンケートを実施し、生徒の声を聞いておりますが、壮行式や生徒総会、体育祭など、学校行事を両校舎で合同で行うことで活性化している、または部活動が活性化していると答えている生徒が7割を超えるなど、そういった面でも効果が大きく出ているかと思っているところでございます。

一方、デメリットの部分でございますけれども、学校運営については、やはり校舎が分かれていることで、書類のやり取りや打合せ等で教職員に負担がかかっているのは事実として、県立宮古商工高校では、学校内で相談しながらにはなるのですけれども、できるところから改善していくと聞いております。

なお、県立宮古商工高校においては、校舎間を移動して授業を行う教員については、美術や書道、家庭と限定的なものとなっておりますので、その面では教職員に大きな負担はかかっていないかと認識しているところでございます。

○小西和子委員 活性化しているという声が7割もあるとお聞きして、そのくらいになったのだと思っておりました。県立宮古商工高校の今後の課題をお聞きし、今度は新たな県立北桜高校のことについてお聞きします。県立北桜高校と銘打っていますが、県立福岡工業高校と県立一戸高校の校舎間は、車で20分ぐらいかと思っておりますけれども大体どのぐらいの距離があるのか。

○安齊特命参事兼高校改革課長 まず、県立宮古商工高校のこれからのことではありますが、主に課題になっているところが2点ありまして、生徒の交流の関係と教員の業務の関係でございます。一つ目の生徒の交流の関係については、まさに学習内容の共有などにこれから取り組んでいきたいというところがありまして、さらにオンラインの活用など、そうい

ったところを使いながら工夫していきたいと聞いております。

教員の業務の関係であります、先ほど答弁申し上げましたとおり、職員会議等で情報を持ち寄り、改善していきたいと聞いているところでございます。

こういったところを今度統合する県立北桜高校にも情報を伝達しているところであります、県立宮古商工高校で最初に課題として挙げられておりました時程のずれによる校務運営の不具合がありましたので、新設する県立北桜高校においては統一した形にしようということで、今検討が進んでいるところでございます。

もう一点御質問のありました県立北桜高校の県立福岡工業高校と県立一戸高校の距離でございますが、車で10分から15分というところだと認識しております。

○小西和子委員 やはり県立宮古商工高校の総括をぜひ県立北桜高校にも生かすように進めていっていただきたいのですが、少し思ったのは、総合的な探究になって農業もあって、奥中山に農場がありますよね。そのことは統合前とは全くかわりなく、それはそれで運営されるのでしょうか。農場については、どうなっているのでしょうか。

○佐々木学校施設課長 今年度、奥中山の農場地を本校に移設する予定で今準備を進めております。移設後は奥中山の農場は使用しなくなる予定でございます。

○小西和子委員 農場がなくなるということですか。

○佐々木学校施設課長 今の一戸町の本校に農場の機能を移設しようとしているものでありますので、奥中山の農場は使用しなくなります。

○小西和子委員 少しイメージできないので、後でゆっくり聞きます。

○斉藤信委員 今回の県立学校の編制の問題については、最小限にとどめたということは、全体としては私は評価したいと思います。

県立前沢高校が学級減ですが、小西和子委員の質問にもありましたけれども、支援の必要な生徒を受け入れるということで、私はやはり2学級規模でこそ合理的、効率的に、通級指導を含めた支援の必要な生徒に対する行き届いた教育が進むのではないかと思います、2学級から1学級になって、そういう取り組みはどのように変化するのか、しないのか、示してください。

○安齊特命参事兼高校改革課長 県立前沢高校の志願者数は年々減少し、令和3年度から1学級規模となっております、令和4年度は27人となって、岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の該当になり、今年度も伸びがなかったという状況でございます。

県立前沢高校は斉藤信委員御指摘のとおり、個に応じたきめ細かな指導体制を組んでおります。そのようなきめ細かい配慮がある学校を希望する生徒が一定数、比較的多く入学している学校だと認識しております。学級減となれば、当然それに見合った教員定数に減ることになりますが、学校においては、学級減になったとしても工夫をしながら今のきめ細かな指導体制を続けていきたいと申しているところでございます。

○斉藤信委員 1学級規模の高校の場合には、1学級20人を割れば統合の対象になりますが、これは新たな県立高等学校再編計画後期計画で明記されておりました。2学級から1学

級というときには、どういう基本方針になっているのか。今の話ですと、県立前沢高校の場合は、令和3年から令和5年まで39人、27人、33人と3年間連続して、1学級規模になったのですけれども、例えば3年経過した場合に、そういう方向になるのか。この方針と、これまで1学級規模にしたときの経緯を示していただきたい。

○安齊特命参事兼高校改革課長 管理運営規則の適用についてですが、管理運営規則においては、入学志願者の数が、その不足する数が1学級の収容定員以上、つまり40人以上であるときは学級数を減じることと定めておりまして、何年連続したからということではなく、単年度の入試状況によっても検討対象となるものでございます。

しかしながら、今の後期計画の期間中の運用でございますが、この管理運営規則による学級減については、後期計画の趣旨等を踏まえまして、入学者の状況や地域の取り組み、今後の中学校卒業予定数の推移等も十分見極めながら慎重に対応しているところでありまして、単年度での対応はしていないところでございます。結果として2年連続になったところについては、学級減しているという実態でございます。

○斉藤信委員 去年県立沼宮内高校の学級減が大問題になって、岩手町が特別な取り組みをやっているときに学級減が強行されたのは本当に残念だった。県立前沢高校の場合には、3年連続ですよ。だから、県立沼宮内高校だって3年目をきちんと見れば、ことしの入学者は違った結果になったのではないかと私は思います。

慎重に検討しているのはいいのだけれども、例えば2年連続して40人以上欠員が生じているのは、県立前沢高校、県立軽米高校、県立久慈東高校、県立一戸高校とまだあります。県立前沢高校だけが今回学級減の対象になったということは、慎重に検討していることですから評価します。しかし一方、ダブルスタンダードでやっては、やはり地域の人は納得できません。去年の県立沼宮内高校の学級減は、本当に地域が本気になって取り組んでいるときにやられましたから、そういう点では慎重さに欠けたと、率直に指摘しておかなくてはならない。県立前沢高校が1学級減になっても支援が必要な高校生に対して今までどおりにきちんと、先ほどは通級指導の加配が配置されるという話もありましたから、しっかりとそういうことができるようにやっていただきたい。県立前沢高校の場合には、地元から1割しか進学していないという大変残念な結果です。これは高校間格差が背景にあるのです。だから、地元の高校の魅力が地域に伝わらないという根本的な問題があるのではないかと。高校間格差が拡大すれば地域の高校がなくなるということも、大事な問題として県教育委員会がしっかり受けとめるべき問題だと思えます。

次に、県立大槌高校の普通科、これがわかるようでわからないのですけれども、普通科の中で新時代に対応した改革推進運動ということで、具体的に普通科の枠内でどのような規模で新しい学科に取り組むことができるのか。既にモデル的取り組みをやっていますから、今までのモデル的取り組みはどうか。普通科の地域探究科等という、地域社会に関する学科、これは例えば総合的な教育の時間がそうなるのか。どのような今までの科目が減って新しい科目がつけられるかも含めて示していただきたい。

○安齊特命参事兼高校改革課長 まず、先ほどの県立前沢高校の件で齊藤信委員からお話があった件ですが、管理運営規則については、志願者数でカウントしております。県立前沢高校は、令和3年度は入学者は39人でしたけれども、41人の志願者がおりましたので、県立前沢高校は今年で2年目の適用になりますので、補足させていただきたいと思います。

続きまして、県立大槌高校の学科の改編、普通科改革でございます。少し長くなって申し訳ないのですが、令和3年の「令和の日本型学校教育」の構築を目指してという中央教育審議会の答申の中に、高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための特色化、魅力化に向けた取り組みの中の一つとして、高校教育において普通教育を主とする学科の弾力化が示されたところがございます。この意義でございますが、高校生の7割程度が普通科に通っているところですが、普通科が生徒の能力や適性、興味関心等を踏まえた学びになっているのか。また、普通という名称から、一斉的または画一的な学びの印象が残されているのではないかとといった懸念がございまして、普通科においても生徒や地域の実情に応じた特色、魅力ある教育を実現すべきというものでございます。

また、その実施に当たっては、従来の文系、理系の類型分けを普遍的なものとして位置づけるのではなくて、総合的な探究の時間を軸として生徒が社会の持続的発展に寄与するために必要な資質、能力を育成するための多様な学びに接することができるようにするという目的で、令和4年度から設置することができるようになったものでございます。

その要件が幾つかありまして、まず教科でございますが、特色等に応じた目標及び内容を定めた学校設定教科に関する科目を設けて、当該科目について全ての生徒に2単位以上履修させる。また、その学校設定教科に関する科目と総合的な探究時間を合計6単位以上履修させるといった条件がございます。また、関係機関との連携、協力体制を構築する、関係機関との連絡調整を担うコーディネーターのような役割を持つ方を設置することが望まれるといった条件があるものでございます。

具体のイメージですが、資料の5ページの箱囲い、県立大槌高校の取り組みでございます。右側に図がありますけれども、これが県立大槌高校で展開している学校設定教科と呼ばれるものを模式化したもので、その箱の中に学校設定教科として地域みらい学という教科を設定し、その中に課題研究型の教科横断的な学びを行う三陸みらい探究という総合的な探究の時間で実施している科目を設定し、そのほかに国語、地歴・公民、英語、数学、理科、それぞれの教科に探究的な学びとして、ひょっこり表現島等の五つの教科を学校設定科目として設定しております。これらの相互の教科間の総合的なかわりによって、学習活動を充実させるものでございます。

○齊藤信委員 まとめて聞きます。県立大槌高校の地域みらい学、この箱の中で、例えばひょっこり表現島は、国と書いてあるのは国語の時間という意味ですね。そうすると、まちづくり探究は地歴・公民と、今まで枠の中でこういうことをやっていくということなのですね。それで、地域、大学、地元企業との連携ということで、経費もかかるのだと思いますが、こういう新しい取り組みをした場合には、経費についてもしっかりと措置をされ

るのかどうか、これが第1点。

第2点は、県立北桜高校統合問題で、県立一戸高校も40人を超える定員割れになっているのです。これは3年続いていますよね。これは統合絡みで学級減にならなかったと理解していいのか。残念ながら、統合が決まってから県立福岡工業高校の入学者が減りました。私は全く残念な思いです。県内でも全国的にも資格取得などでトップクラスの成果を上げていた県立福岡工業高校の統合が決まったら入学者が減るということで、本当に何をやっているのだという思いです。新しい期待どころか、今までの成果が台なしになるようなことになっているのではないのかと思います。この点をどのように受けとめているか。

三つ目です。実は、県立住田高校が2年連続して20人以下になったのです。もう来年度統合になるのではないかと、私はこれを一番心配しました。高校再編計画後期計画では、そうなっているのです。しかし、今回そうしなかったことは本当に評価したい。そして、住田町では一生懸命県立住田高校の魅力化に取り組んでいるさなかなので、この地元の取り組みが来年には実るようにぜひ期待したいと私は思っていますが、どういうことでそういう慎重な対応になったのかも示していただきたい。

○安齊特命参事兼高校改革課長 まず、県立大槌高校の地域との協働体制の経費についてですけれども、今国から委託事業を受けまして、令和6年度まで3カ年で普通科改革の取り組みをしているところでありまして、そういったところの経費またはコーディネーターの配置の経費が出ているところでございます。協働体制は、地域の自治体や地域のPTA、企業など、そういった方々が参画した形で構成されているものでございます。コンソーシアムの経費については、魅力化事業がございまして、そちらで措置しております（後刻「文部科学省の新時代に対応した高等学校改革推進事業で支出」と訂正）。

県立北桜高校についてですが、斉藤信委員御指摘のとおり、統合することを表明してから、県立福岡工業は入学者がふえてきたところでありまして、今年度は残念ながら33人ということで47人の欠員となったところでございます。県立一戸高校についても、なかなか入学者が伸びていない状況にございます。

県立一戸高校の学級減をしない理由でございまして、斉藤信委員御指摘のとおり、統合に向けて地域等への説明において工業科2学級、総合学科3学級と御説明し、了解をいただいた上で統合に向けて検討してきたところでございますので、そういう経緯を含めて学級減の検討から除外されたものでございます。今後統合新設校、県立北桜高校の魅力化の促進については、学校と協力しながら進めていきたいと考えているところでございます。

県立住田高校の入学者についてですが、今年が17人、昨年度が19人でしたので、2年連続して20人を下回ったところでございます。高校再編計画における1学級校の取り扱いについては、入学者が20人以下となることが予想される際には、地域との意見交換等を実施することとし、直近の入学者が2年連続して20人以下となった場合には、原則として翌年度から募集停止とし、統合に向けた協議を行うと規定しているところでございます。

このことから、県立住田高校においては、昨年9月、12月に地域の関係者と意見交換を

実施しまして、魅力化の取り組みとあわせまして入学者確保に向けた取り組みを進めてきたところでありましたが、入学者の減少に歯どめがかからなかったところでございます。

今後の募集停止の判断につきましては、住田町に高校がなくなることにつながるということ、また今後の入学者の見込みや、既に進路を決定している中学校3年生への影響などに配慮しまして、慎重な検討を行ったところでございます。結論といたしましては、現行の後期計画における1学級校の存在が地方創生の推進に大きな役割を果たしている地域もあり、一定の入学者のいる1学級校を維持するという方針を示していること。また、県立住田高校や生徒に対する住田町からの支援が充実していること、魅力化の取り組みによる志願者の影響等を踏まえまして、慎重に見極めたいというところでございます。令和6年度の募集停止を行わず、1年判断を見送るという判断をしたところでございます。

○佐々木宣和委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木宣和委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○安齊特命参事兼高校改革課長 午前中の斉藤信委員の質疑において、県立大槌高校における地域との協働体制に係る経費について、コンソーシアムの経費は魅力化の事業で措置していると答弁しましたが、正しくは現在県立大槌高校は文部科学省の新時代に対応した高等学校改革推進事業を受けており、こちらで支出しているものでございますので、おわびして訂正させていただきます。

○佐々木宣和委員長 質疑を続行します。先ほどの執行部からの報告に対し、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 ほかになければ、委員の皆様からこの際、何かありませんか。

○小西和子委員 よろしく願いいたします。一つ目ですけれども、教職員の欠員及び配置状況についてお伺いいたします。

先ほどもお話をしましたが、岩手県教職員組合が昨年度行った勤務実態調査では、土日及び持ち帰り分も含めた時間外在校等時間は、平均で101.2時間との結果が出ました。2023年4月28日公表の文部科学省による教員の勤務実態調査集計速報値でも、持ち帰りを含めた時間外在校等時間は月80時間を超えており、ほとんどの教員が過労死ラインを超え、子供たちに向き合うための十分な時間確保は困難な状況となっております。実は先日、ある中学校の教職員が現職で亡くなっております。2022年度は、初任、1年目から5年目までの教員の早期退職者が小中学校で26人、養護教員を入れると36人おります。そのうち精神疾患、不適応の理由による退職者が8人であります。初任者へのサポートが必要でありますけれども、初任者研修における後補充がつかないとの声も上がっており、研修後も初任者の業務負担が大きくなっております。

一つ目、後補充がつかないという事例は、県内で何件あるのか。また、後補充がつかない場合、初任者のサポート体制をどのように構築していくのかお伺いいたします。

○熊谷小中学校人事課長 初任者研修の後補充がついていない件数についてであります。初任者研修の後補充につきましては、配置が必要な件数が115件ございます。そのうち25件が未配置という状況になっております。小中学校の初任者研修についてであります、校外研修が年間15日間あります。この15日間につきまして、初任者である担任が校外で研修の間、授業対応等を行う者が初任者研修後補充者でありまして、年間105時間の非常勤講師であります。なお、中学校につきましては、中学校は教科担任制でありますので、後補充者の特別な配置はしてはおりません。

後補充のつかない場合の初任者のサポート体制についてであります、授業等への影響がないように、校内において初任者を指導する拠点校指導教員、教務主任、研究主任等でサポートしている状況であります。

○小西和子委員 25件もあるということで、私は実際に職場に入ったときに聞きましたけれども、後補充がない場合、結局2人分の仕事をしているのです。学年長が自分のクラスも担任し、隣のクラスの初任者の分も指導するというので、2人分の仕事をしている。それしかやりようがないということでありました。担任外というよりは、同じ学年の人たちがサポートしている例もあるということでもあります。ここは何としてでも補充を入れていただきたいし、もしない場合には、前もお話しましたがけれども、何とか行政からの派遣等も考えていただきたいと思います。

二つ目ですけれども、小学校の免許がない教員が小学校に配置され、担任業務を行っていたり、小学校の特別支援学級の担任を任されたりという実態があると聞いております。該当する校種の免許がない職員が学校に配置され、担任業務を担っている実態はどれほどあるのか伺います。

○熊谷小中学校人事課長 該当の校種の免許がない教員の配置と担任業務であります、小学校または中学校の該当の教員免許がない職員が担任業務を担っていることはありません。ただし、該当の校種等の普通免許状を有する者を採用することができない場合、一定の授与条件により、申請によって臨時免許状を取得することができることから、中学校の教員免許しか持っていない講師を配置する場合に、小学校の臨時免許状を取得した上で小学校に配置され、担任業務を担っている例などはあります。今年度臨時免許状を取得し、県内の小学校で担任業務を担っている教員は9名おります。また、臨時免許状を取得し、中学校で担任業務を担っている教員は1名おります。なお、小学校において英語などの特定教科のみを教える専科指導の教員の中には、中学校の教員免許のみ所持している者も僅かにはおりますけれども、学級担任をすることはありません。

○小西和子委員 教員免許取得については、免許講習がずっとあったわけですね。そういう話があると、それは何だったのかということになります。免許がなくても担任ができます、教員として勤務できますなどということになるのであれば、何のための免許更新制

だったのかと思います。

次に産休、育休代替の配置についてです。年度初めから産前休暇代替者の配置は、母体に無理をかけず、安心して業務が行えるとの声が上がっていて、本当にありがたいと思います。ただ、2学期以降からの産前休暇代替者が見つからないという声もあるので伺います。2学期以降の産前休暇代替について、数カ月前からの前倒しで配置することはできないのか伺います。

○熊谷小中学校人事課長 年度初めからの前倒しでの産前休暇代替者の配置についてであります。臨時的任用教員等は、年度途中からの任用が難しいことから、1学期中に産休、育休を取得することが見込まれている教員の代替者を、年度当初から任用することで臨時的任用教員等を確保すること、また産前休暇に入る教員と代替者との引き継ぎ時間を十分に確保することを狙いとして、国の加配定数を活用して今年度から配置しているものであります。

一方、国からの加配ですけれども、年度初めからの前倒しでの産前休暇代替者のみを対象としているものでありまして、2学期以降の前倒しでの配置については難しいところでもあります。

今後、こうした2学期以降の産前休暇代替者につきましても前倒しで配置することは、非常に有益と考えておりますので、国に対して加配定数の拡充を要望してまいります。

○小西和子委員 そのとおりのですけれども、例えば県の単独予算でもできると思うのです。実は、教職員の出産数がやはりコロナ禍で減っております。これも少子化対策に寄与するのではないかと思いますので、ぜひ県単独予算でもつけるような話し合い、協議をしていくべきだと考えます。

私も少しわからなかったのですが、これは高等学校、特別支援学校の高等部は対象外となっていると聞きました。代替の確保が困難なのは、高等学校も同じであります。特別支援学校においては、同じ校舎で学部配置による違いが生じることとなりますので、非常に違和感がある。県教育委員会の見解を伺います。

○駒込県立学校人事課長 小西和子委員御指摘のとおり、産前休暇代替者の年度初めからの配置については、高等学校及び特別支援学校高等部は対象外となっております。現在は、国の加配を活用して、特別支援学校の小学部に4月1日から1名配置している状況です。県教育委員会といたしましても、ゆとりを持って引き継ぎが行えるなど、効果的な加配であると認識しており、高等学校及び特別支援学校高等部に対しても必要性を感じているところです。今後、国に対して対象校種の拡大を要望してまいりたいと思います。

○小西和子委員 本当にそうだと思うのです。皆さんも御存じだと思いますけれども、2年前だったでしょうか、小中学校で90人中三十数人が開始日に代替が間に合わなかったのです。この割合は四十数%だったのです。その次もさらにその割合は高くなっているということがあって、代替については非常にありがたいと思うのですけれども、二十数人のうち1人は開始日に間に合わなかったという実態を聞いております。もし数字がわかれば後

で教えてください。

それから県立学校の高等学校や特別支援学校の高等部などは、開始日に間に合わないということが今までなかったのかどうかも含めてお聞きしたいと思います。

○熊谷小中学校人事課長 年度初めからの前倒しでの産前休暇者の代替者の数をお話しさせていただきます。教員は21名配置しております。養護教諭は5名、特別支援学校は1名です。教諭については、必要な代替者を全員配置できておりましたが、養護教諭1名、栄養教諭1名につきましては、それぞれ臨時的任用教員等のなり手がおらず、年度当初からの配置はできていない状況であることを報告させていただきます。

○駒込県立学校人事課長 今まで高等学校では間に合わない例がなかったのかということですが、今手元に正確なものはないですが、そういう状況はあり得ます。現在高校で、産前休暇に入っている1名の補充ができていない状況がございます。ただし、これにつきましては、補充者が途中で急遽退職してしまったという状況であります。

○小西和子委員 少子化対策にも寄与すると思われしますので、どうぞ前向きに検討していただきたい。県単独予算で入れることも協議していただきたいと思います。

次に、スクールサポートスタッフについてお伺いいたします。まず、教員業務支援員の配置についてです。文部科学省は、教員業務支援員の配置支援のため、2023年度分は総額55億円で1万2,950人分の予算を立てておりますが、岩手県には何人分の予算が配分され、何人が配置されているのかお伺いします。

○大森教職員課総括課長 教員業務支援員の配置でございますが、教育支援体制整備事業費補助金の教員業務支援員配置事業を活用して配置しているところでございまして、令和5年度におきましては3,610万5,000円、220人分の配分があり、このうち208人を配置しているところでございます。

○小西和子委員 それでは、二つ目です。新型コロナウイルス感染症対応のスクールサポートスタッフの配置についてです。1学期末以降は、任期期間を延長しないと通達されました。県内の公立小中学校166校、県立特別支援学校を含め181校のスクールサポートスタッフが学校から引き揚げとなります。文部科学省が言う学校教育活動の充実と働き方改革の実現に逆行して、教職員の業務がふえることとなります。2023年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は継続されていると思いますが、それでも1学期以降、県内の新型コロナウイルス感染症対応のスクールサポートスタッフ全員の任期期間を延長しないと判断したのはなぜでしょうか。

○大森教職員課総括課長 新型コロナウイルス感染症対応のスクールサポートスタッフの配置についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対策のスクールサポートスタッフにつきましては、校舎内の消毒作業及び清掃、健康観察回収等の健康管理業務、保護者への通知文書の印刷などの連絡調整業務など、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う一時的な業務増に対応するために、国の補助事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、感染拡大し、感染者が増加してきた令和2年度から配置して

きたものでございます。本年5月に感染法上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、学校における対策業務も不要または大幅に縮小となることから、新型コロナウイルス感染症対応のスクールサポートスタッフの配置目的に鑑みまして、1学期をもって配置終了とすることとしたものでございます。

○小西和子委員 5類感染症になったからといって、新型コロナウイルスがなくなるわけではないです。同じなのです。子供たちを守らなければならないですから、消毒等ももちろんやっています。先ほどから言っておりますが、教職員は過労死ラインを超える業務をしておりますので、各校に配置されているスクールサポートスタッフの方は1名なのですが、その1名の方の働きはすごく助かる、ありがたいという声がそちらこちらからあります。逆を言えば、いなくなったら大変なことになるのです。その分、業務量が多くなりますので、先生方がさらに厳しい働きを強いられることになるのです。ですから、やはりこれも何とか県単独予算でやっていただきたい。つまり国からお金が来なくなったので、できませんということだったと思うのですけれども、子供たちを守るため、教職員の命を守るためでございますので、それも協議していただきたいと思います。

次に、教員定数減に係る業務負担増についてです。高等学校、特別支援学校では、少子化の影響で生徒数が減となっています。先ほども議論がありましたけれども、学級数減となって教職員の定数が減っている現状があります。特別支援学校等と言いますと、中には数年間で教職員が半分ほどに減っているところもあるのです。私も実態を聞いて、すごく驚きました。ですけれども、ICT教育やコミュニティ・スクールの実施、外部支援などで、以前よりも業務はふえているのです。教職員の数が半分まで減っているのに業務がふえている。つまり2倍以上の仕事をしなければならなくなっているわけです。これは大変なことです。県教育委員会が速やかな業務削減を進めていくことが急務だと考えます。さらに、業務量に見合う人的配置が行われないうえ、超過勤務の是正を図ることは困難だと考えますけれども、県教育委員会の見解を伺います。

○駒込県立学校人事課長 業務量の削減についてでありますけれども、県教育委員会としましては、岩手県教職員働き方改革プラン（2021～2023）に基づき、これまで県教育委員会が実施する会議、調査等の削減、各種研修の内容の見直しによる研修日数の縮減など、業務削減を進めることにより教職員の負担軽減に取り組んできたところでございます。今後も教育の質を確保しつつ、業務改善の視点から削減や合理化を図ることができないか不断の見直しを進め、教職員がゆとりを持って子供たちに向き合う時間を確保できるよう努めてまいりたいと考えます。

また、業務量に見合う人的配置につきましては、国に対して今後も引き続き定数改善や加配教員の増員を要望してまいりたいと思います。

○小西和子委員 私も驚いたのですけれども、実際に学校にいる教職員の話をお聞きになってください。とんでもないことなのです。特に特別支援学校は、子供たちの人数によって大幅に学級数が減り、定数、定員も減ることになっております。やはりそういうところ

には加配を多くつけるなど、何とかして職場、学校を助けるような県教育委員会になってもらいたいと思うのです。恐らく校長先生からも話は行って、担当の方はどこの学校かもわかっていると思いますけれども、本当に大変な思いをしているという皆さんの声を私は聞き取りました。働き方改革、働き方改革と、机上のことではなくて、実際それぞれの学校がどのような働き方をして、どのようなことで悩んでいるのか、課題は何かということをやはり県教育委員会は受けとめて、改善に向けて動いていただきたいと思います。

次に、教員採用の早期退職についてお伺いいたします。全国的に教員の確保が難しくなっております。各自治体においてさまざまな工夫がなされておりますが、本県における教員採用試験において教員を確保するための方策はあるのかお伺いいたします。

○駒込県立学校人事課長 教員の確保についてであります。県教育委員会では、県内外の大学訪問やオンライン説明会を実施するなど、岩手県が求める教員像や教員の仕事の魅力の発信に努めてきたところでございます。また、採用試験においては、受験者の年齢制限の緩和、他県で勤務している教員を対象とした特別選考の実施、県内公立学校で講師経験のある者に対する一部試験科目の免除、オンラインによる申し込みの実施等の見直しを図り、受験者数の確保に努めているところでございます。引き続き、これから教員を目指そうとする人たちが教職の魅力ややりがいを感じ、意欲を持って働くことができるように、市町村教育委員会とも連携して働き方改革を一層推進し、働きやすい環境の整備に努めながら、岩手県の教育を担う有為な人材の確保に取り組んでまいります。

○小西和子委員 そのとおりです。だけれども、改善されていないということです。きょう、過労死した中学校の教員の方の裁判があって、判決が出ると思うのですけれども、配偶者の方がおっしゃってました。葬儀の際に、小学生のお子さんに、参列した同じ学校の先生がお父さんのようにすばらしい先生になろうねと声かけたときに、命と引きかえに働くような仕事には就かせたくないということで、その配偶者の方は怒ったわけです。やはり裁判で明らかにしなければならないということで裁判所に訴えたわけですけれども、今の働き方をしている限りは採用試験の志願者はふえません。実際に皆さんのようにそこに座っていたある次長は、娘さんが教員になりたいと言ったときにやめさせたのです。名前は言いませんけれども、Sさんです。私もすごく親しい人なのですけれども。皆さんだって、そうでしょう。今の働き方だったら、自分のお子さんやお孫さんを、絶対に教員にはしたくないと思います。そういうことでこれは改善していかなければ、絶対解決できない問題だと思います。昨年度の岩手県の採用辞退者は何人か。定年前の早期退職者が多くなってきたと感じるが、昨年度は何人でありましたか、お伺いいたします。

○駒込県立学校人事課長 まず、昨年度実施の採用試験において、合格したものの採用を辞退した人数は 17 名です。小学校 5 名、中学校 5 名、高等学校 3 名、特別支援学校 1 名、養護教諭 3 名という内訳になっております。

次に、昨年度の定年前に退職した教員数についてですけれども、174 名となっております。小中学校合わせて 141 名、県立学校で 33 名となっております。

○小西和子委員 今の人数は、定年前ということですね。こんなにもいるわけです。もう疲れ果ててしまって、これ以上は無理はできないということ、それから体を壊して辞めた人もいます。再雇用と言われたときに、フルに働いても六、七割しか給料がもらえないということで、体を壊して働いて、それで六、七割の給料かということで、もう再雇用を受けない人たちもおります。定年延長に向けて、これは解決していかなければ大変なことになろうかと思えます。ですから、退職して何年もたつような人のところに電話がかかってくる、頼み込まれて、人が足りないので何とか働いてほしい、担任をしてほしいということが、そっちでもこっちでもあるのです。もう危機的状況です。そういうことで、教員採用、早期退職について、本当に根本から解決するには、びっくりするような働き方を改善するしかないと思えます。

県立高校の入試制度についてお伺いいたします。2025年度からの県立高校の入試制度について、オンライン説明会が開催されました。それを受けて、県内の中学校からどのような質問や改善意見があったのか、お伺いいたします。

○中村高校教育課長 県立高校入試制度についてであります。本年3月13日に令和7年度以降の県立高校入試の実施方法について教育委員会で議決し、3月28日に実施方法についてオンライン説明会を実施し、中学校教員に説明を行ったところです。また、本年5月には、3月に決定した内容に基づいて、出願や検査の方法等を定めた実施要項の概要版、生徒及び保護者への周知用リーフレットを公表し、5月26日に中学校教員を対象にオンライン説明会を実施したところでございます。3月及び5月の説明会では、出願にかかわって、志願者が作成する書類の中学校での指導のあり方や、中学校から高校への出願書類の提出方法、志願先高校の変更方法、志願倍率の公表の仕方等について質問があったところでございます。

○小西和子委員 この試験のやり方だと、現場は混乱していると思えます。本当にこれが最良の試験制度、入試の制度なのかという声が上がってきておりますので、何とか改善できるところは改善していただきたい。

佐藤教育長、私は長々と質問しましたがけれども、今の岩手県の教育の現状について、この1年間で絶対これはやりますという決意をお聞かせいただきたいのですけれども、お願いします。

○佐藤教育長 小西和子委員から学校現場の、特に人員確保を含めた職場環境の改善が大変重要だという話がありまして、私も大変そのとおりでございます。それは先生の御自身の健康管理はもちろんで、非常に有能で、志もあって教員になって、志半ばでそういういろいろな職場の状況で辞めるということはやはり不幸でありますし、先生本人もそのようなですけども、そこにいる子供たちの教育の質の向上を図っていくためには、先生方の働き方を改善していく必要があると思っています。子供たちの教育の質、幸せについては先ほど小西和子委員からもお話がありましたが、昨日までの本会議の中でもいろいろ不登校、いじめの問題等々も大変多くの御質問を頂戴する形になっています。いずれも手をつけな

ればならないことだと思いますが、私個人としてはつながっている問題だと思っています。教育問題であり社会の問題であり、アクションプランでさまざまこれをやりますと書かれていますので、私とすれば本当にそれを着実に実施していくことがトータルで岩手県の教育をよくしていくことになるだろうと考えていますので、事務局の職員全員で対応していきたいと思います。小西和子委員からお話があったように、私ももちろんですけども、職員が10階にだけいるのではなくて、とにかく学校現場に行って実態を伺って、それを何とか施策に反映していく努力を常々していきたいと考えております。

○**神崎浩之委員** 二つ質問したいと思います。一つは、教育現場におけるICT活用と、もう一つは、この3年間のコロナ禍の学校環境の中での子供たちへの影響をどう把握しているかをお聞きします。

まず最初に、佐藤教育長にお聞きしたいのですが、先日の朝日新聞に1人1台端末の利用率について、全国の都道府県の中で岩手県が最下位だという記事があり、国庫補助は1台当たり4万5,000円だったので、4万5,000円の文鎮と書かれていましたけれども、これについてどのように思われているのでしょうか。

○**佐藤教育長** 令和4年度の全国学力・学習状況調査の結果についてでございます。学校で使う回数を、ほぼ毎日、週3回以上などと分類していく中で、棒グラフで示されたのですが、本県の小学校は毎日の活用が二十数%で最も低いと報じられていました。我々も事前に承知してまして、実は今年度4月早々の市町村教育委員会及び教育長と県の教育委員会との意見交換を皮切りに、小中学校だけではなく県立もそうなので、校長との意見交換の場、校長会議、新任校長会議や副校長会議の場でお話させていただいております。また、5月から6月にかけて小中学校の校長400人以上の方が6カ所に分かれて参加する、地区校長研修講座が行われておりますが、その際に教育企画室学校教育情報課担当課長も時間をもらい、私も1時間講話という形で時間をいただいております。その中で岩手県はこういう状況ですということで、これを使っていただく必要がありますとお話させていただきました。今霞が関では、もう更新の議論がされています。更新するときには、必ず活用状況がベースになるということで、これが使われないのであれば厳しい状況になりかねないので、使いましょと呼びかけております。県立学校も今一生懸命使っていますし、いい事例も出ています。事例も御紹介しますので、みんなで使っていましょということで対応をしている状況でございます。

○**神崎浩之委員** 岩手県こそデジタル化を取り入れるべきだということです。都会との教育水準の格差もそうですし、広い県土の中でも、さまざまなすばらしい講義などをオンラインを通して利用できる。岩手県こそ教育のデジタル化は、非常に重要だと思っています。

それで、デジタルの整備状況ということで、ハードの整備状況、指導の人材体制、研修についての質問ですが、この質問通告を出した後に高橋こうすけ議員が本会議で質問した答弁もあるので、この辺の質問の進め方が少し変わります。小中学校の児童生徒分は100%確保したと聞いております。次に、県立学校でありますけれども、7割が整備済みという

ことなのですが、100%ではないということは、どのような理由なのかということ。それからこれも新聞で見たのですが、中学校を卒業して高校に入るときに自分の端末を使いたいという要望もあるとの報道がありました。学校で配布されたものは使い勝手が悪いので、高校に入ったら自分の端末を持ちたいという要望もあるようなのですが、そういう実態と、それに対する対応についてお伺いします。

○**西野教育企画室長兼教育企画推進監** 県立高校における整備状況についてでございます。今の質問でお話いただいたとおり、大体生徒の7割分を整備しているところでございます。これは、導入する際に、各生徒のパソコンやタブレットの所持率、学校に持ってこられる端末の状況等を調査いたしまして、おおむね3割の生徒が自宅に自分のノート型パソコンやタブレットを持っているという状況から、それを持つてくることを踏まえて公費で7割整備し、合わせて100%とし、1人1台端末の整備の完成を見込んだものでございます。また、公費で整備したものが、いずれは卒業時に返却しなければならないということもありまして、アプリを自由にダウンロードするというようなところは若干の制約がありますが、現状としては学校で使う分には十分な仕様となっているところでございます。令和6年度の新入生からは、可能な限り持参いただけるよう、昨年度県では県の持ってきてほしい端末の仕様なども示しまして、ここからも買えますとECサイトのようなものをお知らせし、対応が可能な家庭においては準備いただくような取り組みも進め始めているところでございます。

○**神崎浩之委員** わかりました。ハード整備はいいのですが、次は活用なのです。活用には、人材でありますけれども、全産業の中でIT人材が少ないと言われております。教育現場でどう使うかということなのですけれども、生徒を指導する一人一人の教員の人材と研修等、研修で指導する人材の体制を含めた研修体制はどうなっているのか。この前の答弁の中では、県立総合教育センターで78講座を実施しているという話もあったのですが、今実際にどのくらい利用しているのか、講座の活用状況と指導体制についてお伺いします。

○**度會学校教育企画監** まず、県立総合教育センターで実施されている研修講座についてでございますけれども、今年度は神崎浩之委員の御指摘どおり78講座実施しているところでありまして、昨年度においては延べ2,125人の学校の先生方に受講していただいたところでございます。内容といたしましては、タブレットを活用した研修や、大型提示装置に映したりする研修なども行われているところでありまして、受講した先生方からは視覚的にも意欲的にも児童の学習が深まると感じる、授業での具体的な活用方法など、実践ですぐ使える内容になっていると感じるという声をいただいております。また、受講した自分だけではなく学校の中で伝達、周知を行って、教員間の連携を取りながら、さらなる指導の徹底、工夫を行っていきたいという声をいただいているところでございます。

○**神崎浩之委員** 県教育委員会に質問すると、延べで出される数字がすごく多い。きょうは求めませんが、実人数を答えられるようにしていただきたい。

GIGAスクール支援センターというのがあるということでした。この体制と、その活

用状況についてお伺いします。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 学校に整備されました1人1台端末の機器を有効に活用してもらおうと思ひまして、広域的に学校のICT活用をサポートすることを目的に令和4年6月に県で民間企業に委託しましてGIGAスクール運営支援センターを設置しているところでございます。こちらで担っていただいているのは、機器トラブルといったICT機器のメカニク的なサポートデスク、学校を訪問してのお困り事への対応、セキュリティ研修、アプリの活用方法などといった研修、事例収集などでございます。

その実績でございますが、令和4年度におきましては、県立学校と矢巾町の小中学校が県のGIGAスクール運営支援センターを共に活用しておりまして、令和4年度のヘルプデスクへの問合せ件数は332件、学校への訪問研修回数は90件、GIGAスクール運営支援センターでの情報発信をウェブで確認していただいたのが6,400件ほどとなっております。

○神崎浩之委員 いろいろなところに分散して相談センターがあるのですけれども、私は県庁10階の県教育委員会に、そういう専門チームみたいなものを設置して、学校に行っているいろいろな活用などを普及させていただきたいと思うのです。これはGIGAスクール運営支援センター、これはあそこではなくて、県庁に教育のICT推進チームみたいなのがあって、そこが学校に行き、こういう活用があると指導するなど、一体的にチームでやっていただきたいと思うのです。

デジタル社会・DX推進調査特別委員会で、デジタル庁のデジタル社会推進賞における最優秀賞に当たるプラチナ賞を取った長野県坂城高校に調査に行ったのですけれども、一般的な学校なのです。地方の進学校でもない一般的な学校でうまく使い切っていて、どういう効果出たのかと聞いたら、生徒の問題行動が減ったというような話にもなって、単なる学力の向上だけではなく、そういったところまで波及しているということがあるので、ぜひとも活用していただきたい。

私が教育のICT化で一番お願いしたいのは、欠席者のオンライン授業なのです。学校の中でいろいろなアプリを使って学力を高めていくという方法もあるのですけれども、欠席者に対して学校に行っているのと同じような環境を保つために活用していただきたいと思っています。コロナ禍による欠席者もありました。長期の病気や障がい等により短期、長期の欠席者もあるでしょうし、不登校による欠席という場合もあると思っています。私も2月県議会定例会で新型コロナウイルス感染症に感染しまして1週間休みました。そのときアイパッドでは議案から何かいろいろ見られますし、ホテルの中で皆さん方の議会の審議風景もちゃんとネットで見て一緒に理解を深めることができ、そのような活用方法もあります。欠席しても同じ環境で受けることができるようになれば、欠席しても何か学校に行きづらい、おくらしているのではないかなどという気持ちも和らげるのではないかと思いますので、オンライン授業の活用も進めていただきたいと思うのですけれども、欠席者のオンライン授業の実施状況と課題について教えていただきたいと思っています。

○中村高校教育課長 欠席者等へのオンライン授業の実施状況についてであります。コロナ禍におきましては、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触等により自宅待機している生徒に対して、オンラインでの授業配信などを行ってきたものでございます。また、障がいなどがあり療養施設に入所中の生徒や在宅の生徒に対して、特別支援学校においてオンラインを活用した学習支援を行っております。また、不登校の生徒に対しては、オンラインでの授業の配信を行っているほか、小中学校においては1人1台端末でのドリル教材を活用した学習支援なども行っているところでございます。コロナ禍も含めて、いろいろ事例が蓄積されてきておりますので、今後もそういった事例をしっかりと各学校で活用しながら、成績等の生徒の学びの保障等に対応してまいりたいと考えております。

○神崎浩之委員 私は2月県議会定例会でも質問したのですが、教育ソフトは使っているのですが、オンライン授業まで行っていないのが岩手県だと感じておりまして、これはなかなか厳しいかと思っていたのですが、前回の文教委員会調査で青森県の小学校に行ったときに実際やっていらっしゃるということで、あそこ1校かもしれないけれども、やれるのだとわかって、ぜひとも取り入れていただきたいと思っています。授業におくれないということだけではなく、休んでも教室、クラスとつながっているという意識は重要だと思います。休んでいて、ぼっと出ることにに対しては、やはり大人でも少し抵抗感があります。そんなこともあって、例えば朝礼や帰りの会だけでもいいのだけれども、元気かというようなことでオンライン授業を活用していただきたいと思いますので、先ほどの新聞報道も含めて挽回していただきたいと思います。

次に、コロナ禍の影響についてですが、コロナ禍で自粛した生活をされた親御さんや子供たち、学校職員も含めて、本当に大変な3年間だったと思います。コロナ禍は完全には明けていないのですが、便宜的にコロナ禍が明けて、実際に学校生活が通常に戻って、学校で新入生を含む生徒と向き合った際に、3年間自粛したさまざまな面での影響について、教育委員会の皆さんや教職員の皆様が子供たちの様子を見て、どのように感じられているのかお伺いしたいと思います。

○武藤義務教育課長 今神崎浩之委員から御質問いただきました3年間のコロナ禍による子供たちへの影響についてであります。コロナ禍の影響によりまして子供たちの学びや活動にさまざまな制限が生じた状況下ではありましたが、各学校においてはコロナ禍でも学びをとめてはいけないということで全力を尽くし、児童生徒と教職員、保護者や地域の方々と一体になりまして努力と工夫を凝らして取り組んだ3年間だったと捉えております。感染の状況によって、生活や社会が変化する中、子供たちはその時々状況に応じた行動に努めながら、学校生活を送ってきております。そうした中、子供たちの状況といたしまして、特段社会性が育っていないなどの大きな問題が表面化していることは把握しておりませんが、生活習慣の変化として家庭内でのスクリーンタイムの増加や、運動時でもマスクを外すことに抵抗感を示す子供もいるといった声が聞かれているところでございます。引き続き、子供たちのそういったさまざまな変化の様子に目を配りながら、

必要な指導、支援を行い、心身ともに健やかな成長を目指して、各学校の取り組みを推進してまいりたいと思います。

○**神崎浩之委員** 確かに学校の先生たちは頑張っていました。授業参観は一つのクラスを前半、後半に分けて、密にならないように実施し、運動会も1学年ずつ時間をずらして開催するなど、6年間や3年間というのは、我々大人はあまり変わらないのですが、子供たちは一瞬一瞬です。それに対して、機会を失わせないように学校がいろいろ努力をしていると感じていました。運動会や授業参観については、その辺の子供たちに聞いていました。

一方、3年間の自粛を強いた生活について、さまざまな影響が出ているのではないかと心配であります。先日、保育園の先生とお話したのですが、ゼロ歳から1歳、1歳から3歳、3歳から6歳で、コロナ禍の状況の中で変化が出ているという話をされました。これはコロナ禍の影響ではないのですが、1歳から3歳について、今育休が男性、女性と進んで、子供たちをゼロ歳で預けることが少ないのだそうです。そうすると、ゼロ歳から預けている子供が1歳になると、家庭で保育している子供が1歳になった場合には、おむつの外れ方やハイハイなど、いろいろ差があるということなのです。ですから、1歳から3歳、3歳から6歳を見ると、家で親とずっといた期間が長かった、遊園地や買物、公園に遊びに行く機会がこの3年間になかった、他の人と話し合う、子供たち同士の会話する機会が少なくなったことで、言葉の発し方が少しおくらせているのではないかと。そういう機会が少なくなった弊害としてコロナ禍が終わってからも、前のような子供たちのしゃべり方、動き方、会話ではなくなったという話をされていました。3歳から6歳は人間の人格形成ですごく重要だということです。そういうことを背負って小学校に入っていくことを心配していましたので、そういうことを今後も見なければならぬと思うのです。これはコロナ禍の影響か、この子供の時代はゆとり教育の弊害かなど、いろいろあるわけです。今までの長いスパンの中でこの時代の子供たちなどいろいろあります。コロナ禍の3年間を経験したゼロ歳から6歳のことは、ぜひそういう大きな目で見、そこから出てきてということに留意していく。何も問題ないなら、それでいいのですが、後々小学校に入って、高学年になって、中学生になって、影響が出ることもあるかもしれないので、意を配して対応しなければならないと思うので、その辺はよろしくお願ひしたいですがいかがでしょうか。

○**武藤義務教育課長** 今神崎浩之委員がおっしゃったような状況があることも認識しております。まず今後一層大事になってくると考えることは、就学前教育の子供たちと小学校教育をどのようにうまくつないでいくかという視点も大事になってくるとは思っています。円滑な幼保小の接続のために、まず小学校を中心として、小学校に入ってくる周辺の就学前施設の先生方と連携会議等を実施しながら、年間の交流活動等のほか、子供たちの育ちの共通確認をする場を設けたり、子供たち自身が小学校生活への夢や期待が持てるように、子供同士の交流活動、例えば幼稚園であれば幼稚園児の子供たち

と小学校低学年の子供たちとの交流活動といった場を設けたり、入学後に園の先生方に小学校の授業の様子を見ていただいて、入学前からの子供たちの成長を知っていらっしゃる園の先生方から気になる様子などのアドバイスも聞きながら、小学校の教育に生かしていくといった連携が今後一層大事になると認識しております。いわて幼児教育センターを通して、さまざまな好事例や幼保小の円滑な接続について、大事な一つの機能として、今年度も充実させて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○**神崎浩之委員** この前お話しした県内の保育協会の役員の皆さんは、地域がいろいろばらばらなのですけれども、異口同音にゼロ歳から1歳、1歳から上がってきた子供たちにすごくばらつきがあると言っていました。また、しゃべり方が遅いというお話しもされていまして、ぜひともお願いしたいと思います。私の体も高度成長期の、暴食の時代のたまものでありますので、その時代、その時代でいろいろなことがありますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

小学校の先生、校長先生ともお話ししたのですけれども、運動会は以前のように戻ったものの、この3年間、運動会をやっていないので、経験しているのは5年生と6年生だけで、経験したことがない1年生から4年生の生徒は、小学校の運動会がどういうものかわからないという子供たちがほとんどだということでした。5年生、6年生も、1、2年生のときに経験しただけなのでよくわかっていない。そういうことで、先生方も新型コロナウイルス感染症が5類になったということで、新たに学校の行事を組み立てたり、今までどおり行事をやりたいという思いはありながら、保護者の皆さんからは危ないだとかやってほしいなどの意見があり、選択肢がどんどん広がって、学校現場では苦悩なさっているということがありますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思っています。

最後に、うちの市町村の近辺でも新型コロナウイルス感染症により学級閉鎖している学校も出ているのですが、新型コロナウイルス感染症が5類になってからなかなか把握されておりませんけれども、この辺の状況についてお伺いします。

○**菊池保健体育課総括課長** 学級閉鎖などの状況についてであります。県立学校における令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖時の措置状況は、7月3日時点の延べ校数となりますが、学級閉鎖が4校、学年閉鎖が3校、臨時休業が2校となっており、6月下旬からふえてきている状況でございます。

なお、学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休業につきましては、設置者において措置することとなっており、市町村立の学校については把握していない状況でございます。

○**神崎浩之委員** 私はいつも思うのだけれども、県教育委員会としては、それではだめだと思うのです。県教育委員会の役割、市町村教育委員会の役割がありますけれども、一般人は県内の教育行政というのは県教育委員会が取り仕切っていると思っています。新型コロナウイルスの感染状況についても、油断できない状況でありますので、やはり把握すべきだと思います。報告する義務がないから求めづらいとは思いますが、小学校、高校、地域の新型コロナウイルス感染症の感染状況は、ある程度の動向をつかむべきだと

思います。そういう中であって、先ほど小西和子委員が発言された、新型コロナウイルス感染症の感染予防の人材の配置について必要性があるだとか、教員のことも出てきます。新型コロナウイルス感染症の感染が拡大して大変になってくれば、それなりの人の手当てもやっつけていかなければならないと思うのです。それは、動向をつかんでおかないと、施策に反映できないということもありますので、新型コロナウイルス感染症やタブレットも含めて、市町村は設置者の市町村行政でやるべきだと思わないで、県教育委員会である程度は動向を把握して、早め早めの対応をしていただきたいと思います。

○佐藤教育長 神崎浩之委員からの市町村学校の動向もやはり確認すべきだというお話でございます。必ずしも学級閉鎖等の状況ではないのですが、5月8日以降の公立学校全体のクラスターの発生状況は把握しておりまして、7月3日時点でクラスターが5件発生しております。内訳を申し上げますと、県立高等学校が3件、市町村の中学校が2件でございます。こういう状況につきましては引き続きしっかり注視して対応してまいりたいと思います。

○斉藤信委員 最初に全国学力・学習状況調査の問題から聞きます。

いわて大県構想を掲げている方々の大事な政策に、学力全国平均以上を目指すというのがあります。学力テストですね。これは文部科学省の方針にも反するし、競争教育をますます激しくするものではないのかと大変危険感を感じましたので、お聞きいたしますが、全国学力・学習状況調査の目的は何でしょうか。この実施要項において、今度のテストにおける学力はどのように記述されているのでしょうか。

○度會学校教育企画監 全国学力・学習状況調査の目的についてであります。義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることなどが目的でございます。

学力につきましては、この調査ではかれる学力でございますけれども、調査結果により測定できるのは学力の特定の一部であると規定されているところでございます。

○斉藤信委員 令和5年度の全国学力・学習状況調査に関する実施要領の6ページにこう書いております。調査により測定できるのは、学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要だと。私は、全国学力・学習状況調査で全ての子供を対象に悉皆調査すること自体に問題があると思います。教育の課題を把握するためには抽出調査でよいというのが、専門家の指摘であります。結局全校、全生徒を調べれば、学校の比較、生徒の比較、市町村、県別の比較にしかならない。これが競争を激しくする。

あわせて、ことしの4月28日の文部科学省の通知では、調査実施前に授業時間を使って集中的に過去の調査問題を練習させ、本来実施すべき学習が十分に実施できないなどといった声が一部から寄せられている。それは、本調査の趣旨、目的を損なうものであると、

ここまで書いている。そういう実態があるから、ここまで書いているわけです。県内で過去問などの事前学習に取り組んでいる学校がどのぐらいあるか、県教育委員会は把握していますか。

○**度會学校教育企画監** 本県における事前学習を行っている学校について、数値としては把握していないところでございます。

○**斉藤信委員** 学力テストを実施している割には、私は極めて無責任だと思います。文部科学省は、そういうことあってはならないと言っているわけですから。昨年度の全国学力・学習状況調査について、岩手県教職員組合が調査をしたものをいただきました。調査実施前に事前学習を行いましたかという問いに対し、行った 36.9%、自校採点を行った 11.9%。自校採点までやっているのです。これはもう完全に行き過ぎではないのか。回答した先生方の自由記述の中に、こういうものがあります。点数だけで子供を評価してしまう傾向が強まり、点数に振り回されるように感じる、傾向分析と対策に追われているが、人手も時間のゆとりも足りず、授業改善に生かす余裕がない、落ち着いて学級づくりをしていきたい時期に時間を取られるのは切ない。これは4月の実施ですから、新しい学級ができて、学級づくりをしなくてはならない、そういう本当に一番大事な時期に全国学力・学習状況調査を行うという状況ですが、今私が指摘した実態について、どう受けとめていますか。

○**度會学校教育企画監** 岩手県教職員組合の調査の詳細については承知しておりませんが、仮に調査実施前に授業時間を使って集中的に過去の調査問題を練習させるなど、数値データの上昇のみを目的にしていると捉えかねないような取り扱いがあれば、本調査の趣旨、目的を損なうものであると考えております。

県教育委員会といたしましては、先ほど斉藤信委員がおっしゃっていたような本調査の趣旨、目的は学校現場に周知しておりますし、我々といたしましても訪問指導などを通じまして、改めて本調査の適切な向き合い方や適切な指導改善の方策等について、学校における理解を深めていけるように努めてまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** 文部科学省が通知まで出して、そういうのは好ましくないと言っているわけだから、私は県教育委員会もきちんと徹底すべきだと思います。結局は、いい点数を取らないと評価されない。だから、必死でやるわけです。もし岩手県として全国学力・学習状況調査の結果を平均点以上に上げようと思ったら、県が音頭を取って競争を激化させることになるのではないかと。そのような目標を持ってやったらそうなりませんか。

○**度會学校教育企画監** 県教育委員会といたしましては、全国平均点以上にするという目的のために調査を実施するつもりはございませんので、そのようなことにはならないと考えております。

○**斉藤信委員** あなた方は調査をしないで、実態も把握していない。岩手県教職員組合は毎年実態調査をやっていますが、先ほど私が言ったような深刻な事態になっているのです。36.9%が事前学習をやっている。自校採点をやっているというのは 11.9%です。自校採点までやっているのですよ。これ自体が異常なことでしょう。

実は学力・学習状況調査を中心としたこのような異常な教育システムについて、国連・子どもの権利委員会が、これまでの政府に対する勧告で、必ず指摘しているのが競争的な教育制度が子供の心と体の健康に否定的な影響、いじめ、不登校、自殺等を与えることへの懸念が指摘された。2019年に第4回と第5回を合わせた勧告が行われました。そこでは、あまりに競争的なシステムを含むストレスフルな学校環境から子供を解放することを目的とする措置を強化することとあり、毎回こういう厳しい勧告が指摘されていることを御承知ですか。

○**度會学校教育企画監** 勧告の内容については存じ上げております。

○**斉藤信委員** どう受けとめていますか。

○**度會学校教育企画監** 国連子どもの権利委員会の勧告の受けとめについては、社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で活動する場合には、しばしば対人的ストレスのほか、悩みや緊張などのストレスなどの発生の側面があることは承知しております。

県教育委員会といたしましては、児童生徒一人一人の特性や学びの状況を読み取り、適した指導方法を考えることはもちろん、子供たちが主体的に学ぶ姿勢を育み、対話や協働をしながら深く学ぶことができる教育活動を目指してまいりたいと考えているところでございます。

○**斉藤信委員** 国連子どもの権利委員会というグローバルな角度から見て、日本の教育がどれほど異常なのか。これが繰り返し勧告されていて、実際実施している全国学力・学習状況調査でも、具体的なこういうゆがみが出ている。こういうときに、全国平均点を超えることを目標とする取り組みをしたら、学校も子供たちもますます苦しめることになるのではないか。最後に、佐藤教育長にこの問題についてお聞きしたい。

○**佐藤教育長** 全国学力・学習状況調査についてでございます。これは児童生徒の学習上の課題を踏まえて身につけるべき学力、具体的な問題の形で示すということで、学習上のつまずきや教員の学習指導上の課題などを明らかにして授業改善を推進する、学習状況の改善、学習意欲の向上を含む確かな学力の定着を目指すものという趣旨であります。国の調査でありますので、我々はその趣旨に沿った形で、先ほどお話のありましたような適切ではない対応がなされないように、先ほどの答弁でもありましたが、現場を指導しながら適切に対応していくべきものと考えております。

○**斉藤信委員** 極めて不十分な答弁です。国連子どもの権利委員会からも指摘されて、現実にはそういう競争主義の教育が進んでいるときに、全国平均点以上などという目標を掲げたら、教育、学校はさらにゆがむのではないかと聞いたのです。端的に教えてください。

○**佐藤教育長** いずれ文部科学省からは、この調査で測定できるのは学力の特定の一部であるということで、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等に十分配慮する必要があると示されておりますので、そのとおりに実施していくべきものと考えております。

○**斉藤信委員** 佐藤教育長とは最初の論戦で、本当は時間があればもっと徹底的にやりた

いところだけれども、次のテーマもあるので、きょうはやめます。その程度の答弁で残念です。

県立不来方高校バレー部員の自死事件から丸5年が経過いたしました。3月13日に県教育委員会の処分がなされました。この点で県教育委員会の対応について、具体的にどういう調査、検証が行われたのか。戒告という軽い処分となった理由は何か。なぜ2人だけの処分なのか示してください。

○大森教職員課総括課長 まず、県教育委員会の対応についての調査、検証でございます。県教育委員会の関係職員の処分に向けた調査についてであります。第三者委員会の調査報告書におきまして、県教育委員会が主体的に調査や指導を行わなかった点、前任校における顧問教諭の不適切な指導等に係る情報を現任校との間で共有しなかった点について、組織的な対応が不足していたと指摘されているところでございます。また、再発防止「岩手モデル」策定委員会の理由の解明チームでは、学校及び県教育委員会の組織としての対応が不適切、不十分だった点を明らかにするため、具体的な調査方法等について外部委員の皆様にお諮りしながら、当時在籍していた職員から聴取を行い、事実関係の確認を進めてきたところでございます。こうした第三者委員会の指摘を踏まえ、また再発防止「岩手モデル」策定委員会における事実関係の確認作業と並行いたしまして、当時の県教育委員会の職員個々の行為が処分等の対象となる非違行為に当たるかどうか、処分権者である県教育委員会として関係職員からの聴取を行い、具体的な対応状況や非違性について個別に検討を行ってきたものでございます。

次に、2人の職員を戒告処分とした理由についてでございます。先ほどの答弁の繰り返しになりますが、各年度における県教育委員会の対応として不適切、不十分だった点について調査、確認を行ってきた結果、平成27年9月に提起された民事訴訟の過程におきまして、平成28年6月に顧問教諭による一部生徒に対する平手打ちの事実が判明し、また平成29年11月の一審判決では原告生徒に対する不適切な言動の事実が認定されたところでございます。このように、平成28年度及び平成29年度における対応におきまして、顧問教諭による平手打ちの事実が判明した後や、一審判決後に係る事実を同教諭が勤務する学校の管理職に対して具体的に情報提供を行わず、また同教諭の体罰行為等を把握していながら、同教諭に係る人事管理の徹底を求める指示を行わなかったことなどについて、担当事務の実施に適正を欠いたものと判断いたしまして、県教育委員会の懲戒処分等の標準処分例や先例などを踏まえまして、当時の県立学校職員の人事管理を所管する県立学校人事課長の職にあった2名について戒告が相当であると判断したものでございます。

続きまして、処分対象者がなぜ2人なのかであります。今申し上げたとおり、平成28、29年度に顧問教諭による平手打ちの事実が判明した後、一審判決後にそういった事実を共有をしなかったというところについて、特に非違性が高いと判断して、2名について処分対象としたものでありますし、当時の教職員課総括課長にあった2名についても、いわゆる部下の指揮監督に適正を欠いたということで措置の対象としたものでございます。

なお、平成 28、29 年度以外の年度につきましては、個々の職員の対応として懲戒処分対象とするまでの非違性は認められなかったものでありますし、平成 26 年以前の期間における県教育委員会の関係職員につきましては、既に全員退職しておりますことから、地方公務員法上の懲戒処分には問えないという判断もあったものでございます。

○**斉藤信委員** 令和 5 年 2 月 4 日に第 8 回再発防止「岩手モデル」策定委員会が開かれました。私も傍聴いたしました。大変重要な委員会でした。というのは、被害者の方が、県教育委員会が検証していた内容は全く事実と違うと、具体的な事実を幾つも挙げて指摘したのです。それを受けて、出席した委員がこういう発言をしました。事実関係と被害者御家族様が把握している事実関係が大幅に違っていることが改めてわかった。もっときちんと整理しておかなければならないと思う。さまざまな情報を再びいただいて、この理由の解明を根っこの部分からやり直さなければならぬと思っている。我々の見せられている理由の解明に書かれている事実というものが、いかに事実、あったことを隠蔽するような虚偽に満ちたものであるかということが非常によく理解できた。今までのあなた方の検証は何だったのか。この指摘を受けて、検証調査をやり直していますか。

○**大森教職員課総括課長** 第 8 回再発防止「岩手モデル」策定委員会における発言の受けとめと、指摘を踏まえた調査についての御質問でございます。当時の事実関係の整理に当たりましては、これまでも事前に外部委員の皆様から具体的な調査方法等についてお諮りしながら、当時在籍していた職員に聴取を行ってきたところでありまして、理由の解明チームとして誠実に取り組んできたところでございます。

一方、斉藤信委員から御指摘のありましたとおり、御遺族様、被害生徒御家族様、さらには外部委員の皆様から事実関係の整理等につきまして、さまざまな御指摘や御意見をいただいたところでございまして、これらについては真摯に受けとめているところでございます。

そうしたところを受けまして、理由の解明チームといたしましては、当時の学校、県教育委員会の対応と事実関係に関しまして、御遺族様、被害生徒御家族様に対し、文書での照会、または直接お会いいたしまして、当時の事実関係に係る御認識を伺いながら確認を進めているところでございます。第 9 回策定委員会におきましては、御遺族様、被害生徒御家族様の御認識も含めて、改めて事実関係を整理の上、御報告する予定としているところでございます。

今後におきましても、御遺族様、被害生徒御家族様の御認識や、これまで外部委員の皆様からいただいた御意見等を踏まえまして、事実関係や学校及び県教育委員会の組織としての対応において不適切、不十分だった点を整理し、それとともに具体的な再発防止策の検討を進めてまいりたいと思っております。

○**斉藤信委員** 8 回も策定委員会を開いて、こういう指摘が出てくること自体が極めて重大な事態です。この策定委員会で被害者の後輩が発言しました。陳述書を出した後輩であります。部分的に紹介します。仮に自分の子供が同じような目に遭ったら、多分許せない

だろう。正直もしも同じような指導が今後続いていたら、精神疾患になる者とか、あとは同じように命を絶ってしまう事案が絶対にあったのではないか。私が入部した当時から確実に暴力はあった。私の職場で同じような行為を上司から私にされたとしたら、確実に懲戒免職になるだろう。こういう発言です。みずから顧問教師の暴言、体罰を体験した後輩です。そういう中身が陳述書に出たのです。しかし、あなた方は、この陳述書については反論しなかった。この陳述書があなた方に渡ったのは、2018年6月です。県立不来方高校のバレー部員の自死事件の1カ月前です。重大な暴言、暴力を克明に陳述した陳述書を受け取っていながら、それに対応しなかった。それで1カ月後に自死事件が起きたのです。あなた方は10月になって、証人尋問は必要ないという対応を取った。対応した県教育委員会の職員はどなたですか。職責を言ってください。なぜこの陳述書を無視したのですか。ここで指摘された暴力をなぜ無視したのですか。

○大森教職員課総括課長 陳述書の受けとめでございます。当時の対応でございますが、県教育委員会では、今齊藤信委員からお話があったように、平成30年6月4日に副本が県に到達しております。受領後、すぐに元顧問教諭に対する聞き取りを行いました。当該教諭は陳述書に記載された行為について記憶が定かではないと証言しており、陳述書の内容が事実であるか判断できなかつたものでございます。また、代理人弁護士と協議し、陳述書を作成した元部員と原告の被害生徒は活動の期間が重なっておらず、当該陳述書は被害生徒への暴行の事実を裏づけるものではないという判断をしたものでございます。

一方、当時の対応を検証過程で改めて振り返りますと、県教育委員会では陳述書をあくまでも訴訟上の資料として取り扱っており、また陳述書の内容が事実か確定していないという認識のもと、訴訟上の対応のみを進め、陳述書の内容を踏まえた適切な人事管理を行うという意識が希薄だったと言わざるを得ず、結果として顧問をそのまま継続させることにつながり、その後の重大事案の発生を避けなかつたという認識しているところでございます。

○齊藤信委員 いいですか。あなた方が令和5年3月24日に平成28年度、平成29年度当時の県教育委員会の県立学校人事管理責任者を処分した。その理由は、第一審の裁判の過程で同教諭の体罰、暴力が明らかになったにもかかわらず、そのことを当該高校に通知しなかつたという意味です。第一審で、顧問教師はみずからの虚偽の証言を翻した。それは、〇〇さんが裁判での証言により元部員への体罰の実態を明らかにしたからです。やっとなあなた方は、その証言を受けて、みずから調査をした。この元部員3人も体罰を明らかにした。こういう結果ですよ。もっと重大なことが仙台高等裁判所で明らかになったのに、それを無視した。もっと重大な県教育委員会の対応だったのではないですか。大体顧問教師の記憶が定かではないなどというのは、否定できなかつたということでしょう。あなた方は、本当にずっと一貫して、県立盛岡第一高校も県教育委員会も深刻な暴力の事実、実態を無視してきた。その挙げ句に今度の事件が起きたのです。私は、一番決定的な証言、証拠がこの陳述書だと思っています。このぐらい詳細な、具体的な証言はありません。それに真摯に対応しないで、1カ月後に事件が起こってしまった。佐藤教育長、なぜこれが

今回処分の対象にならないのですか。

○佐藤教育長 陳述書の対応につきましては、今大森教職員課総括課長からお話があった経過をたどって、訴訟上の対応は顧問弁護士と協議しながら進めたということでございます。そういったものが出された以上、何も対応しなくてよかったのかというのは思うところではありますが、当時この陳述書が出されてから1カ月は、訴訟対応をしていたというところもあります。1カ月後に自死事案が起きましたが、その間何もしていなかったわけではなくて、顧問教諭を呼んでヒアリングをしていたというところはございます。しかし、その後訴訟が終わっても、この陳述書について何らかの対応をしたのかといえ、そういうことはないということで、改めて今回再発防止「岩手モデル」を策定する中で、平成21年まで遡って調査し、平成30年の陳述書も確認し、再度関係者にヒアリングを行った上ですが、なかなか陳述書の内容が事実か確定するには至らなかったということで、処分理由にはできないという判断がされたということでございます。

○斉藤信委員 私はあまりにもずさんだったと思う。県立不来方高校事件の前に県立盛岡第一高校事件があって、この陳述書は県立盛岡第一高校でどういう暴力、暴言があったかという陳述なのです。本当に深刻な暴力、暴言が日常的に行われていた。しかし、顧問教諭は、学校に対して一貫して、そういう体罰、暴力はないと言ってきて、盛岡地方裁判所に訴えられて、その過程でやっと証言を翻して体罰はあったとなったのです。この顧問教師の二重、三重の虚偽の対応は本当に万死に値すると言っていいくらいだ。あなた方はそのことを知りながら、県教育委員会としてまともな対応をしなかった。それが陳述書の対応に現れた。あなた方が反論しないから、この陳述書は証拠採用されているのですよ。あれだけの暴力、暴言があったら、第一審判決を踏まえて、あなた方はこういう暴力、暴言をやめさせるという対応を即取るべきだったのではないですか。それを無視して裁判対策にだけ対応してしまったということになりませんか。先ほど若干の不十分さは認めたいけれども、若干などというものではないよ。

○大森教職員課総括課長 まず、陳述書の訴訟手続上の取り扱いについて御説明させていただきます。陳述書につきまして、先ほど平成30年6月1日付で控訴人側弁護士から仙台高等裁判所に提出があり受理をされ、6月4日に県に副本が到達したところでございます。平成30年9月16日付で訴訟人側弁護士から仙台高等裁判所に対し、陳述書を作成したバレーボール部員への証人尋問を行うことの申し出が行われたところでございます。これに対しまして、県側は、平成30年10月2日付で準備書面を仙台高等裁判所に提出いたしました。陳述書を作成した元部員Aと控訴人とがバレーボール部で活動した期間が重なっていない。したがって、Aは、本件で問題となっている被控訴人に対する暴行の事実関係について知る者ではなく、証人尋問の必要性は認められない旨、主張したところでございます。

平成30年10月10日の第5回弁論準備手続の際、裁判官から裁判官3人による合議の結果、人証、証人尋問の必要がないと判断したとの発言があり、証人尋問は行われなかったこと

として決定されたところでございます。その後、平成30年11月20日の第2回口頭弁論において、裁判長から控訴人側の証人申請について、陳述書を作成した元部員の方については陳述書の提出があり、合議の結果、申請を却下する旨の決定が伝えられたところでございます。

訴訟の手續はこのとおりであります。一方で、先ほども答弁申し上げましたけれども、当時の対応として訴訟対応をあまりにも重視をしたというところで、本来であれば陳述書の内容をもって適切な人事管理、具体には顧問を外すなどの対応をすべきだったところ、そういった意識が希薄だったことで、その後の重大事案の発生を防げなかったと反省しているところでございます。

○**斉藤信委員** 県立盛岡第一高校事件がこの事件の原点ですが、県立盛岡第一高校事件については、やはり責任が解明されていないのです。誰も処分されていない。みんな退職したということもあるでしょう。しかし、この責任は検証されなくてはならない。そして、一番の問題は、県立盛岡第一高校で全くまともな調査されなかったことなのです。それを追認したのが県教育委員会なのです。ここに私は第1の問題があると思っています。

第2の問題は、裁判の過程で顧問教師が虚偽の答弁をしていたことが明らかになったことを踏まえて、本当に厳格な対応を取るべきだった。この虚偽の証言は、体罰、暴言が明らかになったなどという程度ではないです。だから、その時点で県教育委員会は本当に顧問教師の言い分のままに訴訟対応をしてやってきた。仙台高等裁判所に行っても、その顧問教師をかばうような裁判をやった。深刻な暴力の実態に、結果的には目を背けてきた。そういう県教育委員会の対応は、僅か2人の一時的、部分的な対応への処分だけで終わる問題ではない。全体の経過の中で、その時々々の県教育委員会の対応、責任はどうだったのかは検証されるべきだと指摘して終わります。

○**小林正信委員** 学校現場におけるてんかん治療薬の使用についてお伺いします。

前回の委員会で小西和子委員から教職員の負担増という点から質疑がございまして、私も教職員の皆さんの負担軽減は本当に大事な視点であり、小西和子委員の御質問も本当にそのとおりだと思ってお聞きしておりました。しかし、学校におけるてんかん治療薬の使用の通知が文部科学省から出たということは、やはりてんかんに苦しむ児童生徒、保護者がいらっしやって、そうした方々にとっては大げさに言ってしまうと命にかかわることなのだろうと思います。私が所属しております公明党の参議院議員の息子さんが重度のてんかんを抱えておられて、そのことから重いてんかん発作が伴われるドラベ症候群という病気があるのですけれども、そういう病気の家族会から党としてもさまざまな状況を伺っておりまして、党としても治療薬の使用については取り組んでまいりましたので、ここで取り上げさせていただきたいと思っております。

てんかんの治療薬は、てんかん重積状態の治療薬になります。てんかん重積状態というのは、てんかんの発作が5分以上続く場合を言いますが、この状態が大体30分ぐらい続くと脳に重い障がいが残ったり、亡くなってしまうお子さんもいたということです。これまで

てんかん重積状態の治療薬には座薬が使われていたのですが、学校現場でも座薬が推奨されて、座薬が使われていたようなのですが、2020年に口腔——ほっぺの内側に投与する、てんかんを鎮める効果も大きいブコラムという薬が承認されて、難治性、治りにくいてんかんを持つ児童生徒の保護者からは大変に喜ばれたという状況があります。教職員の皆様の負担軽減には最大限に配慮しながらも、てんかん発作のおそれを常に抱えている児童生徒や保護者にも配慮しなければいけないのだらうと思います。

まず初めに、県内における治療薬使用対象となるてんかんの症状を持つ児童生徒の人数がどれくらいいるのかお伺いします。

○**菊池保健体育課総括課長** 県内の治療薬使用対象となるてんかんの症状を持つ児童生徒についてであります。本県児童生徒でてんかんの症状を有する児童生徒数や、てんかん発作時の口腔用液、ブコラムの処方を受けている児童生徒数については、県教育委員会としては調査等を行っていないため、数値は持ち合わせておりませんが、各学校において毎年度実施する定期健康診断における保健調査等により個別に把握し、てんかんの症状を有する児童生徒に対して配慮すべき事項等について、保護者との面談等により確認をしていると認識しているところでございます。

なお、厚生労働省によりますと、てんかんの有病率は1,000人に5人から8人とされているところでございます。

○**小林正信委員** てんかんの症状を持つ人が結構ふえてきていると思います。1,000人に5人から8人であれば、児童生徒の数からどのくらいの人数がいるかはある程度試算はできるかと思えますし、保護者からの訴えを各学校が受けながら、学校において児童生徒にしっかり対応できるようにやっていかなければならないのだらうと思います。

文部科学省の事務連絡では、教職員によるてんかん治療薬の投与については緊急のやむを得ない措置としており、使用条件として保護者が学校などに対し、医師による留意事項を記した書面を渡して説明が必要であるとされています。これを満たしていなければブコラムの投与ができないということなのですが、保護者からの説明を十分に受けた上で、教職員に対する研修、こういうふうにして投与するのだとしっかり教えていく必要があるのだらうと思います。そういう生徒がいない学校に関しては、教職員の皆さんの負担になると思いますので、そこまで詳しくやらなくてもいいと思うのですが、そういう生徒がいるところについては詳しく説明し、そういう児童生徒がこの学校にはいると伝える必要があります。命にかかわることなので、そこはしっかりと研修をやっていただきたいと思えます。ブコラムは、先ほども申し上げましたとおり、以前の座薬に比べて、ほっぺたをつまんで、ほっぺたの内側に投与するということがかなり楽になっているということです。その上で、文部科学省は武田薬品工業株式会社など、ブコラムの投与に関するムービーを作ったりしていて、文部科学省としてもムービーを見ながらやってくださいというように呼びかけているようでございます。教職員の負担がふえないように配慮しつつ、治療薬の正しい使い方の周知、研修が行われているのかをお伺いします。

○菊池保健体育課総括課長 学校現場における周知、教員等への研修状況についてでございますが、小林正信委員御指摘のとおり、令和4年7月19日に文部科学省から学校等において児童生徒等がてんかん発作を起こした場合に、当該児童生徒等に代わって教職員等がプログラムの投与を行うことについて、条件を満たしていれば医師法違反とはならないことの通知があり、平成4年7月21日付で市町村教育委員会及び各県立学校に適切に対応するよう周知したところでございます。

通知におきましては、当該児童等及びその保護者が事前に医師から学校等において、やむを得ずプログラムを使用する必要性が認められる児童等であることについて書面で指示を受けていること、当該児童等及びその保護者が学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等にプログラムを使用することについて主治医から受けた留意事項に関する書面を渡して具体的に依頼をしていること、当該児童等の保護者または教員等はプログラムを使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させることなどに留意することとするよう周知したものでございます。

また、養護教諭等の研修におきまして、通知について取り上げているところでございます。令和4年度におきましては、初任者研修を初め各種研修において機会を捉えて実施しております。引き続き、適切な対応について、各研修会等で周知を図ってまいります。

○小林正信委員 先ほど申し上げたとおり、ある程度の周知は研修等で全体的に行っているということだと思っておりますけれども、先ほどの答弁にもあったように、保護者から申し出を受けた児童生徒について、プログラムの使用が許可されるということなので、保護者から申し出があった数が、基本的にプログラムの使用の可能性がある児童生徒なのだろうと思います。その辺りをしっかりと把握していただいたほうがいいのではないか。先ほどわからないという御答弁があったのですけれども、その辺りをしっかりと把握していただきつつ、てんかん重積状態に陥る可能性がある生徒がいるのであれば、そこの担任の先生や、特別支援学校もあるかもしれませんけれども、そういったところの先生にムービーを見てもらうようなお願いは必要なのだろうと思いますので、しっかりと県教育委員会においても把握しながら、指導していただきたいと思っております。教職員の皆様の業務量の負担の軽減には十分に取り組んでいただきながら、全ての子供たちの学ぶ機会を確保するという観点で、子供たちが安心して学校で学べる環境をつくっていただくために努力していただきたい。

最後に、てんかんの治療薬、プログラムがきちんと配備されているのか。配備状況、すぐ使える状況にあるのかをお聞きします。

○菊池保健体育課総括課長 県内学校におけるプログラムの配置状況についてであります。学校におけるプログラムの投与を行うことについては、事前に主治医から学校等において使用する必要性が認められる児童生徒等であることについて書面で指示を受けていることを条件とするものでございます。

また、学校が保護者等からの依頼を受け、医師が処方した医療用医薬品を預かる場合は、保護者に依頼書の提出をお願いしております。各学校におけるプログラムの預かり状況につ

いては、県教育委員会としては調査等を行っていないものでございますが、引き続き保護者や主治医、学校医等と連携して、適切に対応するよう各研修会等で周知を図っていきたいと考えております。

てんかんの症状を有する児童生徒が安全安心な学校生活を送り、心身ともに良好な発達を促すことの両立を目指し、教育環境を整えていきたいと考えております。

○佐々木宣和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 ほかになければ、これをもって本日の審査を終わります。

当文教委員会は、本日が今任期最後の委員会となりますので、この際一言御挨拶を申し上げます。

当委員会は、去る令和3年10月に発足し、以来委員各位におかれましてはこれまでの2年間にわたり当委員会の所管事項につきまして終始熱心に御議論いただき、誠にありがとうございました。

当委員会といたしましては、これら議案等の審査、所管事務の調査等を通じまして二元代表制の一翼を担う議会の役割を果たすとともに、県勢の発展にいささかなりとも貢献することができたものと考えているところでございます。

私自身は、本年1月に委員長職に就かせていただき、短い期間ではございましたけれども、委員会の運営に当たりましては岩城副委員長をはじめ、委員各位及び執行部の皆様の御協力、御支援によりまして委員長の職責を果たすことができましたことに対し、深く感謝を申し上げます。

終わりに、来たるべき選挙に立候補されます各位皆様には、見事当選の栄を得られることを祈念申し上げ、御武運を祈念申し上げ、挨拶といたします。誠にありがとうございました。(拍手)

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。